

平成24年度定期監査結果に基づき講じた措置

(個表)

個表1

防災対策部	1
戦略企画部	11
総務部	17
健康福祉部	40
環境生活部	74
地域連携部	95

個表2

農林水産部	109
雇用経済部	153
県土整備部	171
出納局	206
企業庁	212
病院事業庁	225
議会事務局	239
人事委員会事務局	245

個表3

教育委員会事務局	246
警察本部	291

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (県立高等学校の活性化)</p> <p>(1) 県立高等学校の活性化は、「県立高等学校再編活性化基本計画」及び第一次から第三次の「実施計画」に基づいて進められてきたが、基本計画と第三次実施計画が平成 23 年度までとなっている。</p> <p>これまでの成果や効果を検証しつつ、現在、基本計画及び実施計画を引き継ぐ県立高等学校の活性化計画の策定が進められているところであるが、当該計画を早期に策定し、引き続き活性化に向けた取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(副教育長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 従前の「県立高等学校再編活性化計画」が平成 23 年度末で終期を迎えたことから、平成 24 年度以降の県立高等学校の活性化の方向性を示す新たな計画として、平成 24 年度末を目途に「県立高等学校活性化計画」を策定する作業を進めました。策定にあたっては、三重県教育改革推進会議での審議を経るとともに、少子化が特に急速に進行する地域においては地域協議会を設置し、必要な地域では保護者・市民等を対象とした説明会・アンケートも実施して、地域の意見を十分参考にしながら、策定に取り組みました。</p> <p>(2) 策定した中間案について、県教育委員会定例会で報告を行った後、平成 24 年 12 月中旬から約 1 ヶ月間パブリックコメントを実施しました。(41 人、88 件)</p> <p>(3) パブリックコメントの意見等を踏まえて、中間案の修正を行い、3 月に開催された県議会教育警察常任委員会及び県教育委員会定例会での最終案の説明・審議を経て、平成 24 年度末に成案とし、公表しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 地域協議会や説明会等を開催したことにより、地域の保護者や教育関係者等の考え方を十分参考にして、計画を策定することができました。</p> <p>(2) 有識者等からなる三重県教育改革推進会議での審議やパブリックコメントを実施したことにより、様々な観点からの指摘や助言等を受け、計画の内容の充実を図ることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>これからも県立高等学校が生徒たちにとって希望と高い志をもって学ぶことができる場であるとともに、地域からも信頼される存在であり続けられるよう、「県立高等学校活性化計画」の考え方や具体策を実現し、県立高等学校の活性化を推進していきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (学校における防災教育・防災対策の推進) (2) 各学校においては、平成 23 年 12 月に策定された「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>」等を踏まえた防災教育・防災対策が進められているところである。 しかし、保護者への学校の防災に関する計画（危機管理マニュアル等）の内容の周知や体験を伴う防災学習、地域と連携した防災の取組等、取組状況が十分でないものが見受けられることから、引き続き市町等教育委員会など関係機関等とも連携し、防災教育・防災対策に取り組まれたい。 (副教育長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (学校における防災教育・防災対策の推進) 平成 24 年 4 月に、県立学校長・事務長会議及び市町等教育長会議において、防災教育・防災対策の一層の充実、「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>」に基づく取組等について要請しました。また、年間を通して、体験を伴う防災学習、地域と連携した防災の取組、防災講話等の学校の取組を支援しました。 平成 25 年 2、3 月に、市町等教育長会議及び小中学校長会において、新年度に向け、学校の防災に関する計画（危機管理マニュアル等）の内容の周知等、指針に基づく取組を要請するとともに、学校防災取組状況調査を実施し、十分でない取組や対策の実施について要請しました。</p> <p>2 取組の成果 各校においては、計画的に防災教育・防災対策の取組を推進しているところであり、県教育委員会も延べ 133 校の小、中、県立学校の防災学習の支援を行い、防災教育・防災対策を促進しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>県立学校長・事務長会議や市町等教育長会議等の機会を通し、学校の防災教育・防災対策を促進していくとともに、引き続き学校の取組を支援していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (個人情報流出防止)</p> <p>(3) 平成23年度においても、県立学校及び公立中学校では、教務手帳や答案用紙の紛失等による個人情報の流出が発生している。 個人情報の管理について、全ての教職員に周知徹底を図り、強く自覚を促して、再発防止に努められたい。 (副教育長担当分野、学習支援担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容 (副教育長担当分野)</p> <p>平成24年6月24日に、学校情報ネットワーク情報化推進員連絡会を行い、情報の適正な管理等を行うために、外部の専門家による「情報セキュリティ研修会」を実施しました。平成24年11月6日に、県立学校長会議において、「『危機管理に関する注意喚起』について」により、個人情報管理の徹底と、再発防止、未然防止について要請しました。平成25年1月25日に、市町等教育委員会に「個人情報の適正管理について」により、個人情報の適正管理についての注意を喚起しました。</p> <p>平成25年2月に、県内3か所で危機管理専門研修会を開催し、「個人情報保護制度について」の研修を実施しました。 (学習支援担当分野)</p> <p>平成23年度に教育委員会事務局関係室職員と県立学校長によるワーキンググループを立ち上げ、具体的な改善策を取りまとめたところであり、平成24年度は、4月の校長会総会において通知による周知徹底を図るとともに、県立学校長会議及び県立特別支援学校長会議や教頭会議、指導主事の学校訪問等の機会を通じ、意識向上や管理状況の改善を継続的に図ってきました。「個別の指導計画」ファイルを紛失する事案が発生した際には、指導主事を学校に派遣し、直接指導を行いました。</p> <p>また、各市町等教育委員会が所管する各公立幼稚園、小学校、中学校においては、個人情報の適正管理について周知徹底を図るよう、全体指導主事等会議及び指導主事等連絡協議会等において要請しました。</p> <p>(1) 意識向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を含む文書類の管理に関する各学校のルールを明文化と全教職員への周知徹底 ・ 当該ルールに基づくセルフチェックシートの作成と管理職への提出（セルフチェックの習慣化） ・ 「個人情報適正管理の強化月間」を定め、教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底 <p>(2) 個人情報の管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校での個人情報管理に関する状況の確認と改善及び教職員の意識向上に向けた取組を年間計画に位置付けることにより管理体制の整備を推進 ・ 職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、個人情報保護の状況確認を担当 <p>(3) 各教職員の机等の施錠の可否や非常勤職員の個人情報保管場所の確保の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の取組状況を定期的に調査 <p>平成24年10月19日に、県立高等学校において、生徒の個人情報を保存したUSBメモリーが盗難に遭うという事案、さらに10月26日に、県立高等学校において、答案用紙が紛失する事案が発生しました。上記の通知による取組を実施していたにもかかわらず、このような事案が相次いで発生したことは、職員の個人情報の適正な管理に対する意識向上が十分に図られていないことが課題と考えられます。11月6日にはすべての県立学校長に対して、事案の概要を説明するとともに、管理の徹底と未然防止に向けて厳正な対応を図るよう周知徹底を行いました。</p> <p>各県立学校の取組状況について、高校教育課が24年11月末から12月中旬にかけて個人情報の適正管理に向けた取組状況調査を実施したところ、県立高等学校57校のうち、15校において、職員室には「個人情報管理責任者」を定めているものの、少人数の居室には定めていないことなど、上記の取組の一部が未実施でした。このため、すべての学校で対策を講じるように指導するとともに、平成25年1月31日開催の県立学校長会議において、県立高等学校全体の取組の状況を報告、</p>

平成 25 年度当初の取組の徹底を依頼しました。この結果、全ての学校で対策が講じられました。

2 取組の成果

(副教育長担当分野)

連絡会、研修会により各学校への情報管理等についての啓発を図りました。また、個別に依頼のあった学校についても情報セキュリティ研修を実施するなどの支援を行いました。このことにより、個人情報流失の減少につながっています。

(学習支援担当分野)

(1) 県立学校においては、平成 23 年度に引き続き、個人情報記載文書等の盗難に係る事例をもとに、個人情報等の流失に係るヒヤリハット事例をもとに、個人情報流出防止のポイントや学校における取組について話し合いを行うことで、危機管理に対する認識を深めました。さらに、県立学校長会議や教頭会議、指導主事の学校訪問など、機会ある毎に、管理職や教職員に対する直接指導を行ったことで、個人情報を今後どのように保管、管理するのかについて、校内での検討が進み、意識の向上や個人情報の保護および管理体制の確認等について周知がなされました。今年度一部の学校で事案が発生したものの、全体としては、校長から現場の教職員の意識がこれまで以上に高まっているとの報告を受けています。

(2) 県内各市町等教育委員会が所管する各幼稚園、小学校、中学校については個人情報管理体制の整備が図られていますが、県教育委員会からの送付文書(「個人情報の適正管理について(依頼)」)により、個人情報の適正管理に関して教職員に対して再度の注意喚起が図られました。

平成 25 年度以降(取組予定等)

(副教育長担当分野)

平成 25 年度も「情報セキュリティ研修会」を実施するとともに、学校からの依頼により情報セキュリティに係る個別支援を行います。また、教職員が USB メモリー等の外部記憶装置にデータをコピーし携行することによる個人情報流失を防止するため、抜本対策として、学校情報ネットワーク内にファイルサーバを構築し、自宅等よりデータにアクセス出来る仕組みを構築することを検討します。

(学習支援担当分野)

(1) 今後においても、個人情報の適正な取扱いについての研修を必要に応じて実施していきます。県立学校では毎年 4 月を「個人情報適正管理の強化月間」と定め、異動してきた職員も含めた新しい職員集団で、個人情報の適正管理について、意識を高めるとともに管理体制の整備を徹底するように 4 月当初の校長会議、教頭会議を通して確認します。

また、教務担当者会議等を通じて、個人情報の適正管理に係る課題の情報把握を行い、具体的な対策や日常的な取組についての情報提供を行い、更なる危機意識の向上を図ります。

(2) 引き続き、全体指導主事等会議や指導主事等連絡協議会等の機会において、各市町等教育委員会を通じて、個人情報の適正管理について、県内すべての公立幼稚園、小学校、中学校の教職員に対し周知徹底を図ります。教務担当者会議等を通じて、個人情報の適正管理に係る具体的な対策や日常的な取組例などについての情報交換と引き続きの注意喚起を行います。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用の推進)</p> <p>(4) 平成 23 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率は 1.74%であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で都道府県教育委員会に義務付けられている法定雇用率 2.0%が達成されていない。 25 年 4 月には法定雇用率が 2.2%に引き上げられることから、法定雇用率達成に向けた取組を一層推進されたい。(教職員・施設担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県教育委員会(教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び小中学校県費負担教職員が対象)の障がい者雇用について、教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況にあることから、このことを踏まえて様々な方法で障がい者雇用の促進に取り組んできました。</p> <p>(1) 平成 24 年 4 月採用・人事異動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員採用選考試験において、障がい者を対象とした特別選考を実施(平成 12 年度実施試験から)しました。(障がいのある教員の採用:4 人相当)。 ・小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用試験を実施(平成 19 年度実施試験から)しました。(障がいのある小中学校事務職員の採用:1 人相当) ・県事務職員(事務局、県立学校)については、全庁的な職員採用試験により、障がい者の採用が決定されていることから、全庁的な人事配置・異動の中で、教育委員会事務局の事務職員及び県立学校の事務職員の配置を総務部と協議しました。 ・障がいのある人が、障がいの状況に応じて働くことができる職場づくりをめざし、事務局及び県立学校において業務補助職員及び非常勤職員をモデル的に任用しました。 (平成 25 年 3 月 31 日現在 業務補助職員 9 人相当、非常勤実習助手 2 人相当) <p>(2) 障がいのある教職員の状況調査(毎年度 6 月 1 月現在の状況)において、教職員個人全員に調査票を配布し、本人同意のうえ、障がいの状況を申告する方法に基づき、より確実に状況を把握・確認しました。(この方法は平成 19 年度から継続的に行っています。)</p> <p>(3) 教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況であることから、教員養成段階で教育職員免許状所有者の拡大を図ることが重要です。このことから、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいを有する学生の教育職員免許状取得の促進を働きかけました。 (平成 24 年度は 43 校に働きかけを実施、昨年度より 9 校増)</p> <p>(4) 障がい者を対象とした小中学校事務職員の特別選考の受験者数が、例年少ないことから、今年度は試験日程を県の障がい者採用選考試験と併願できる期日とし、受験者数の拡大を図るとともに(平成 24 年度受験者数 12 名、昨年度より 8 名増)、ハローワーク主催の障がい者就職面接会において試験の周知を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>取組の結果、平成 24 年 6 月 1 日現在の障害者雇用率(全国公表は平成 24 年 11 月)は、障がい者の雇用人数が増加(H23:193 人相当→H24:213.5 人相当)したことに伴い、1.94%に上昇しました(平成 23 年:1.74%)。</p> <p>しかし、まだ法定雇用率の達成には至っていないため、引き続き障がい者雇用の取組を進めていく必要があると考えています。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

- ・平成 25 年 4 月から教育委員会の法定雇用率が 2.2%に引き上げられます。また、労働政策審議会は、身体障がい者及び知的障がい者に加え、新たに精神障がい者（手帳所持者）を雇用義務対象とすべきとする意見書を提出しました（平成 25 年 3 月公表）。今後、法令改正を経て、法定雇用率が 2.2%から更に引き上げられることが想定されます。
- ・引き続き、教員や、小中学校事務職員について、障がい者を対象とした特別選考を実施し、障がいのある教職員の採用を行っていきます。また、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がい者を有する学生の教育職員免許状取得を働きかけていきます。
- ・事務局及び県立学校事務職員は、全庁的な人事配置の一環で行われていますが、今後も障がいのある職員の採用・配置を総務部へ働きかけていきます。
- ・平成 24 年度のモデル雇用を踏まえ、障がいの程度に応じた業務の構築や新たな職域の拡大、国のジョブコーチ制度等と連携した、就労者や職場のサポートなどを通じて、非常勤職員の雇用を拡充するよう検討していきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (教職員服務規律の徹底)</p> <p>(5) 平成 23 年度の懲戒処分については、前年度と同数の 12 人の教職員が処分されており、その内、わいせつ行為等により 5 人が停職及び免職処分となっている。 これらの事案は教育に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、今後このような事案が発生することのないよう、その要因を分析して、法令の遵守及び服務規律の徹底を図り再発防止に努められたい。 (教職員・施設担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し (7 月、11 月)、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(2) 懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。あわせて、学校等における研修会の参考資料として活用できる県総合教育センター「ネットDE研修：コンプライアンス」、県教育委員会「懲戒処分の指針」の各ホームページを紹介しました。</p> <p>(3) 県立学校長会議や市町等教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(4) 初任者研修 (4 月)、常勤講師研修会 (5 月、6 月)、教職経験 10 年研修 (5 月)、教職経験 5 年研修 (5 月) の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職を対象とした研修会 (5 月) において、コンプライアンスについて講義をしました。</p> <p>(5) 他府県での体罰が背景にあると考えられる生徒の自殺案件を受け、文部科学省の通知を踏まえ、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態調査に着手しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(2) 初任者等の研修会において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(3) 一定の教職経験者 (5 年、10 年) の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(4) 初任の管理職を対象とした研修において、コンプライアンスについて講義することにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。</p> <p>(5) 改めて各学校において体罰禁止に向けての意識向上が図られるものと考えています。</p> <hr/> <p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>文書による各学校への通知や県立学校長会議、市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底し、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (キャリア教育の推進及び高校生の就職対策)</p> <p>(6) 厳しい雇用情勢の下、就職未内定のまま卒業した者への対応やキャリア教育の推進、進路希望を実現するための取組等が行われているところであるが、平成 23 年度末の県立高校生の就職内定率は 96.4%と前年度よりも 0.4 ポイント下落し、就職未内定者も 137 人と前年度よりも 11 人増加している。また、高校卒業者のうちパート・アルバイト等の不安定就労を希望する者は 196 人と前年度よりも 3 人増加しており、就職希望者よりも県内求人数が下回る状況が続いている。</p> <p>今後も厳しい雇用情勢が予想されるなか、引き続き、各学校段階を通じたキャリア教育の充実・推進等により、勤労観・職業観を醸成するとともに、就職を希望する高校生の進路実現が図られるよう支援されたい。(学習支援担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地域と連携して小学校・中学校・高等学校の体系的なキャリア教育を推進するとともに、職業意識・進路意識を醸成する機会の創出や就業体験の充実に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高のキャリア教育推進強化市町 (9 市町) ・キャリアモデル派遣事業「三重県版ようこそ先輩」(県立高等学校 24 校 : 166 講座) (3 月末現在) ・就業体験支援事業「インターンシップ・デュアルシステム」(県立高等学校 34 校) (3 月末現在) <p>(2) 就職対策として企業で管理職や人事部門の経験を有する就職支援相談員の配置や就職情報交換会の開催など求人と求職のミスマッチを解消するための取組を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援相談員の配置 (10 人、配置校 25 校) ・就職情報交換会 (5 地域) 合同就職面接会 (4 地域) 地域連携会議 (7 地域) の開催 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育成するために、地域全体の連携強化、各学校のキャリア教育の取組拡大が進みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・教員の実践交流、地域におけるキャリア教育プログラムの策定増加 ・様々な職種・業種の職業人による講話・実技披露 (製造、販売、営業、事務、IT 技術者、弁護士、医師、看護師、美容師、保育士、通訳、大学教授、会社社長) ・インターンシップでは各校で一部生徒が体験日数を増やす傾向、受入事業所数が拡大 <p>(2) 様々な就職対策を講じ、特に県立高等学校に配置している就職支援相談員は、生徒対象の就職相談や面接指導をのべ 2,500 件以上、求人開拓・確保のための事業所・ハローワークの訪問を 1,700 件以上行い、就職内定につなげました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 3 月末現在、県立高等学校卒業予定の就職希望者 4,118 人のうち就職内定者は 3,979 人 (内定率は 96.6%、前年同期 96.4%に比べ 0.2 ポイント改善)
<p><u>平成 25 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) 就業体験の拡充、社会で活躍する卒業生等による授業等の実施、高等学校の進学指導のネットワークの構築等に取り組み、学校と地域・産業界の持続可能な連携の仕組み作り等、小・中・高等学校の各学校段階を通じたキャリア教育の充実を図ります。</p> <p>(2) 就職指導のプロセスの改善を進め、生徒が必要かつ適切な情報や知識を得て幅広い職業選択を行い、地域産業の担い手として社会的・職業的自立を果たせるよう、就職支援相談員を配置するとともに、関係機関と連携した就職対策を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (学力及び体力の向上)</p> <p>(7) 平成 19 年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査で全国平均を下回る状況が続いており、平日に全く読書をしない県内児童生徒の割合も横ばいの状況であった。</p> <p>また、「平成 23 年度三重県児童生徒の体力・運動能力調査」及び「平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、県内児童生徒の体力状況が全国と比較し低い結果であった。</p> <p>このため、当該調査結果を分析し課題等を整理したうえで、他県の先進的な取組等も参考にし、教員の授業力の向上を図るとともに、市町等教育委員会など関係機関とも協力連携して、読書活動の推進も含めた学力及び体力の向上のため具体的に取り組みたい。</p> <p>(学習支援担当分野、育成支援・社会教育担当分野、研修担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (学習支援担当分野)</p> <p>(1) 児童生徒の学力の向上を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有する「学力向上アドバイザー」を実践推進校（小中学校 98 校）へ派遣し、教員への指導・助言を行うなど、指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援しました。</p> <p>(2) 「地域別学力向上推進会議」「学力向上推進会議」を開催し、福井県の先進的な取組の紹介や、学力向上にむけた市町の取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の定着と向上に対する取組のあり方について協議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域別学力向上推進会議」…5 月、11 月に 4 地域で開催。実践推進校の職員等が参加。 ・「学力向上推進会議」…10 月、3 月に開催。市町等教育委員会担当者が参加。 <p>(3) 「第 3 回授業力向上セミナー」を 8 月に開催し、教員一人ひとりの授業力の向上及び学校全体としての組織的、継続的な授業改善の取組の充実を図りました。</p> <p>(4) 「三重県教育研究指定校等合同発表会」を 2 月に開催し、文部科学省及び県教育委員会が実施している学力の定着や向上等に関する事業の各指定校が、研究の内容、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行いました。</p> <p>(5) 調査結果の分析から明らかになった課題を改善するために、授業や家庭学習で活用できる「ワークシート」を作成しホームページから配信するとともに、授業改善例などを掲載した「授業改善支援プラン 2012」を作成し全市町等教育委員会及び全小中学校に配付しました。</p> <p>(6) 子どもたち自身が主体的、創造的に生き（自立）、社会に参画し、その発展を支え、他者と共に人生を豊かなものにする（共生）ことができるよう、その基盤となる学力を子どもたちに育ていくために、「みえの学力向上県民運動」をスタートしました。</p> <p>(育成支援・社会教育担当分野)</p> <p>(1) 学校体育担当者研究協議会の実施</p> <p>生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、授業等における実践事例の共有や、今後に向けた諸課題についての協議を通して、体育担当者をはじめとした教員の指導力向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校・・・県内 3 会場（北・中・南ブロック）で開催【参加者数：315 名】 ○中・高等学校・・・県内 2 会場で開催【参加者数：186 名】 <p>(2) 子どもの体力向上推進研究協議会の実施</p> <p>新体力テストの適正な実施方法及び結果の有効利用等について周知するとともに、子どもの体力向上に関する効果的な取組について研究協議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内 6 会場（四日市、津、志摩、伊賀、松阪、尾鷲）で開催【参加者数：338 名】 <p>(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業の実施</p> <p>子どもの体力の向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の詳細な分析により、研究校における子どもの運動習慣、生活習慣の改善や体力向上等に関する具体的な方策を</p>

県内の小中学校へ提供しました。(文部科学省委託事業)

- 子どもの体力向上支援委員会の設置・運営(県)
- 地域部会の設置・運営(3市:四日市市、鈴鹿市、名張市)
- 実践研究校(四日市市:3校、鈴鹿市:3校、名張市:4校)
- 「子どもに経験させたい運動の世界20」(運動カード)配付
(小学校:各6部、中学校・高等学校・特別支援学校:各1部)

(4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業の実施

運動部活動の活性化を通じて、生徒がスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを体験する機会を豊かにすることにより、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資することを目的とした外部指導者を中学校へ派遣しました。(文部科学省委託事業)【外部指導者数:96名】

(5) 子どもたちの元気づくり推進事業の実施

県内の5市町をモデル市町として指定し、体力向上に関する取組を進める小中学校に、専門的スキルを有する体育活動支援員を配置し、休み時間や放課後等を活用し、子どもたちの運動機会を拡充するとともに、体育の授業のサポートにも活用して、授業の工夫改善を図りました。

- モデル市町(5市町)・・・鈴鹿市、鳥羽市、名張市、尾鷲市、御浜町
- 体育活動支援員・・・10名

(6) 「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが自主的に、楽しみながら読書活動を行うことができるような環境づくりを進めました。

読書環境の整備を行うため、小中学校に学校図書館環境整備推進員を配置し、学校図書館の計画的な整備をモデル的に取り組みました。

(研修担当分野)

教員の授業力の向上に向け、以下のとおり研修機会の確保と研修内容の充実に努めました。

(1) 悉皆研修を活用した「授業実践研修」の実施

初任者、5年、10年経験者が継続的な相互研さんによる授業改善を図るよう、校種別、教科別の研修班を中心に年間を通して授業研究に取り組みました。

(対象837名、うち初任者403名、教職経験5年307名、教職経験10年127名)

(2) 中核的人材の育成をめざした「授業研究担当者育成研修」の実施

授業研究を中心とした校内研修を活性化するよう、重点推進校16校の校内研修を企画・運営する「授業研究担当者」を対象に、県総合教育センターにおける集合研修を3回、研修協力校における研修を1回、研修主事が重点推進校を訪問しての校内研修支援を76回実施しました。また、研修の成果を県内各校に還元するため、実践交流会を実施しました。

(3) 自主的研究会活動に対する支援

県立学校の各教科教育研究会の授業改善にかかる自主的研究を支援しています。

(4) 「学校・学級づくり」向上事業

教職員の学校経営や学級づくりの力を向上させ、各学校で、中核となって取組を進める人材を育成するよう、「学校品質向上活動ファシリテーター養成講座」を10回実施しました。

2 取組の成果

(学習支援担当分野)

(1) 実践推進校においては、児童生徒の学力の向上を図るため、全国学力・学習状況調査を実施活用するとともに、学力向上アドバイザーの派遣等を通じ、全国学力・学習状況調査を活用した学校体制づくりや授業改善の取組がすすみました。

(2) 県内ほとんどの小中学校において全国学力・学習状況調査を実施し、調査問題や結果の分析、課題の検証をもとにした授業改善に向けた気運が高まってきました。(小学校実施率99.0%、中学校実施率100.0%)

(3) 県内の各学校において児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな授業実践や教員の指導力の向上を目指した取組等が広がり、「学力向上推進会議」等で共有されました。

(育成支援・社会教育担当分野)

(1) 学校体育担当者研究協議会

県内・外大学教授等を講師として招へいし、新学習指導要領の示す方向性や実技を伴う講義、実践事例の共有を通して、体育・保健体育担当教員の授業における指導力向上を図り、各学校における授業の工夫改善が図られました。

(2) 子どもの体力向上推進研究協議会

新体力テストの適切な実施方法及び結果の有効活用等の周知と、体力向上に関する取組についての研究協議を通して、各学校の実態に応じた効果的な体力向上の取組に活かされました。

(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業

研究校による調査結果を踏まえた体力向上の取組を実践事例及び体力向上プログラムとしてまとめ、県内の小中学校へ提供し、各学校における体力向上の取組に活かされました。

(4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業

地域のスポーツ人材を中学校へ派遣することにより、生徒の運動機会の拡充が図られ、保健体育の授業や運動部活動の活性化が図られました。

(5) 子どもたちの元気づくり推進事業

学校に体育活動支援員を配置することにより、子どもたちにとって魅力ある授業づくりや、適切な運動量が確保される授業の工夫改善が進められ、子どもたちの運動機会の拡充が図られました。

(6) 子ども読書に関する講演会・研修会を実施し、読書活動の必要性を研修しました。

- ・読書活動推進講演会 参加者 66 人
- ・市町サポートセミナー 参加者 269 人
- ・子どもの読書を考える集い 参加者 56 人
- ・学校図書館環境整備推進員の配置 24 人 (16 市町 35 校)

(研修担当分野)

(1) 悉皆研修を活用した「授業実践研修」

教職経験の異なる教員が研修班を構成し、授業研究を通して、継続的な相互研さんによって授業改善を図るとともに、教職経験 10 年研修においては授業改善を指導できる役割を担う中堅教員の育成に努めました。第 4 回までの研修アンケートにより、「この研修を自分の実践に活用できる」と答えた割合が 99.8%となっていることから、教員の授業力の向上につなげることができました。

(2) 「授業研究担当者育成研修」

授業研究担当者を中心に校内の授業研究を活性化させることにより、個々の教員の授業改善に努めました。研修アンケートにより、「この研修を自分の実践に活用できる」と答えた割合が 98.2%となっていることから、担当者の校内研修を企画運営する力の向上につなげ、16 名の授業研究担当者を育成することができました。

(3) 自主的研究会活動に対する支援

県立学校での自主的研究に対する支援により、公開授業を実施し、相互研さんを図ることをとおして授業改善に努めました。各教科研究会との共催で実施している、授業改善のための実践講座(13 講座)のアンケートでは、「この研修を自分の実践に活用できる」と答えた割合は 94.5%でした。

(4) 「学校・学級づくり」向上事業

「学校経営品質向上活動ファシリテーター養成講座」において、各学校で中核となって取組を進める人材を 43 名養成しました。研修アンケートにより、「この研修を自分の実践に活用できる」と答えた割合が 98.9%となっていることから、教員の授業力の向上に向けた学校の取組につなげることができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(学習支援担当分野)

(1) 「全国学力・学習状況調査」の結果分析に基づき、児童生徒の学力の定着状況を把握し、その結果をもとに指導方法の工夫・改善を図ることにより、児童生徒の学力の定着・向上が図られるよう市町等教育委員会の取組を積極的に支援していきます。

(2) 「地域別学力向上推進会議」や「学力向上推進会議」等を開催し、児童生徒の学力の定着と向上を図る県内のすべての市町や小中学校が、取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の向上についての取組を推進します。

(3) 学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえ、基礎的な知識・技能の定着と向上を図りつつ、思考力・判断力・表現力等を育む授業改善モデルを作成します。

(4) 「みえの学力向上県民運動」の展開を通して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育んでいきます。

(育成支援・社会教育担当分野)

(1) 教員の指導力向上に関する取組

授業に活かせる体力向上に関する実践講習や、児童生徒の運動意欲向上等に関する研究協議を充

実していきます。

○「学校体育担当者研究協議会」小学校は県内全域で3日間、中・高等学校は2日間実施します。

○「子どもの体力向上推進研究協議会」県内の6会場で実施します。

(2) 総合的な体力向上に向けた取組

○子どもの体力向上に関する取組を食育、健康教育とともに総合的に推進します。医師、保護者、学校関係者等で構成する「子どもの体力向上推進委員会（仮称）」を設置し、子どもの体力向上や生活習慣の改善に向けた取組を検討します。また、保健体育の専門性を有する「体力向上推進アドバイザー」を学校に派遣し、運動習慣や食・生活習慣に関する指導助言を行うとともに、学生や地域のスポーツボランティアなど「体力向上サポーター」による学校への支援を通して、子どもの体力向上に向けた取組を進めます。

(3) 子どもたちの運動機会の拡充に向けた取組

○「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」を実施します。

中学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、運動部活動の充実を図ります。

(4) 子どもの読書活動を推進するため、「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づいて、講演会や読書を考える集い、市町サポートセミナー等の実施のほか、小中学校の図書館に学校図書館環境整備推進員を配置します。また、みえの学力向上県民運動として、読書活動を推進するため、専門性の高い司書資格者を小中学校に派遣し、図書館を活用した授業を推進します。

(研修担当分野)

「授業実践研修」をより効果的に実施するため、対象者の課題や要望等を検証し、研修に反映させるとともに、授業力向上につながる研修となるよう、内容の充実を図ります。

「授業研究担当者育成研修」では、今年度までの取組により、中核的人材の育成において一定の成果は見られましたが、さらに県内各市町への拡充を図っていくことが課題となっています。そのために、「校内研修活性化に向けた地域支援研修」として、県内4地域において、研修主任等を対象に校内研修推進にかかる研修を実施します。また、学校からの要請に応じて、校内研修推進にかかる「校内研修推進出前研修」を実施します。さらに、福井県等先進県の取組を参考にして、内容の充実に努めます。

「学校経営品質向上活動ファシリテーター養成講座」においては、受講者を活用した研修の様子やファシリテーターへのアンケート結果等から、これまでの講座における有効性を伝え、各市町等教育委員会と連携し、県内各市町への拡充を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (高等学校における特別支援教育の推進)</p> <p>(8) 特別な支援が必要な生徒の実態把握を行っている県立高等学校は 58 校中 49 校にとどまっております。「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成割合も小中学校に比べて低い。 市町等教育委員会とも連携のうえ、特別な支援が必要な生徒を的確に把握し、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に努めるとともに、高等学校における特別支援教育の理解を進め、特別支援教育の一層の充実を図られたい。(学習支援担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 高等学校における特別支援教育の推進を図るため以下の取組を進めました。</p> <p>(1) 発達障がい支援員(3名)及び発達障がい支援員スーパーバイザー(1名)による巡回相談や、医師、言語聴覚士等からなる専門家チームの派遣による教育相談等により発達障がいのある生徒の進路選択、進路保障等に関する取組を高等学校において推進しました。</p> <p>(2) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成割合を向上させるため、特別支援教育コーディネーター(全ての県立学校で指名)、発達障がい支援員と合同で地域別・課題別協議を行うとともに、発達障がい支援員による巡回相談の場では、「個別の指導計画」等の作成に係る指導等を行いました。 なお、平成 24 年度は特別支援教育コーディネーターの活動時間を補完するため、小中学校に 113 名、特別支援学校に 34 名の非常勤講師を配置しました。</p> <p>(3) 早期からの教育相談・支援体制の充実のため、情報引継ツール「パーソナルカルテ」を作成し、その活用に向けて、相談場面や中学校からの情報引継ぎ場面での活用に係る研修会を開催しました。</p> <p>2 取組の成果 高等学校の特別支援教育コーディネーター等連絡会において、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用についての研修や実際の取組状況についての情報交換を行うことで、作成と活用に対する意識は向上しつつあり、平成 24 年度においては、特別な支援が必要な生徒の実態把握を行っている県立高等学校は 57 校中 49 校(85.9%)となっております。また、発達障がい支援員による巡回相談では、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の活用について直接指導等を行うことにより、特別支援教育に係る校内研修会を企画する学校や「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に取り掛かる高等学校が出始め、職員の意識の向上につながりました。 (※高等学校の校数減は、宮川高等学校の閉校による)</p>
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、県立高等学校に配置する発達障がい支援員による、発達検査の実施・分析・助言、本人・保護者・教職員への研修等を充実させ、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への指導助言を行います。また、発達障がいハンドブック(仮称)を作成し、発達障がいに関する教職員の理解を深め、適切な指導及び必要な支援ができる体制づくりを進めます。さらに、情報引継ツール「パーソナルカルテ」の活用を促進を図り、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率の向上につなげます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (登下校時における児童生徒の安全確保)</p> <p>(9) 不審者情報は、平成 21 年度までは 300 件台で推移していたが、22 年度には 498 件、さらに 23 年度には 500 件となっている。</p> <p>24 年度から登下校安全指導員の配置がなくなったことから、学校、市町や学校安全ボランティア（スクールガード）組織等の関係機関とより一層情報共有に努め、協力連携を図りながら、登下校時における児童生徒の安全確保に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(育成支援・社会教育担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「防犯教育実践事業」において、高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を培うための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員等の研修を通して、防犯教育の推進を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の防犯に関する危険予測・回避能力を高めるためのワークショップ（県立高等学校 3 校） ・生徒や教職員、保護者の防犯意識を高めるための講演会等の開催（県立高等学校 1 校） <p>(2) 学校における防犯訓練等の推進や児童生徒に危険予測・回避能力を育成するための防犯教室の充実等を目的とし、全公立小学校の学校安全担当教職員を対象に「防犯教育講習会」を実施しました。</p> <p>(3) これまで「スクールガード推進事業」（平成 22 年度末終了）において、地域ぐるみで子どもたちを見守ることができるよう、PTA 等を主体としたスクールガード組織の立ち上げや取組の充実・活性化のための支援を行ってきました。本年度も県独自の「学校安全取組状況調査」を踏まえ、組織の立ち上げや活性化について、市町教育委員会へ助言等をするなど支援を行ってきました。</p> <p>(4) 各県立学校及び市町教育委員会に対し、的確な不審者情報への対応・共有について周知を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) スクールガードの組織率は、平成 24 年 3 月末現在、小学校での組織率は 99.1%、中学校での組織率は 79.1%となりました。地域ぐるみで児童生徒の安全を見守る体制が整いつつあります。</p> <p>(2) 各県立学校及び各市町教育委員会において、不審者情報への迅速な対応及び共有が進みました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 県内の各学校で、PTA 等を主体とするスクールガード組織が継続・活性化し、また、中学生等を含めた地域（中学校区）における子どもたちの登下校時の安全を見守る体制の整備が進むよう、市町等教育委員会と連携しながら情報提供を行うなどの働きかけを行います。</p> <p>(2)引き続き、高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を培うための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員研修や、生徒や教職員・保護者を対象とした講演会の開催を通して、防犯教育の推進を図ります。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進)</p> <p>(10) 平成 23 年度のいじめの認知件数は 245 件(前年度:340 件)、不登校児童生徒数は 2,504 人(前年度:2,562 人)と前年度より減少しているものの、暴力行為の件数は 785 件(前年度:686 件)となっており、前年度よりも増加している。</p> <p>生徒指導をリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な相談指導のための配置を行い、保護者や関係機関と協力連携のうえ、未然防止、早期発見・対応の取組を一層推進されたい。</p> <p>(育成支援・社会教育担当分野)</p>
講じた措置
平成 24 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 暴力行為が頻繁に発生している学校に対しては、早期にスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員による支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行っています。</p> <p>(2) 全公立小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、ネット上の問題のある書き込みなどの検索・監視を行っています。また、保護者等の「ネット啓発チーム」による小学校の保護者を対象とした「ネット啓発講座」を開催して、子どもを見守る体制を構築しています。</p> <p>(3) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応を充実させるため、教員を対象として、問題行動への初期対応を中心とした講座(小・中・高ともに年間1回)を開催しています。</p> <p>(4) 不登校の未然防止を推進するため学級満足度調査を実施し、調査研究校におけるすぐれた取組を広く県内の学校や市町等教育委員会等に周知しています。</p> <p>(5) 教育支援センターの指導員等の資質向上を行うため、教育支援センター指導員実践交流会を年間5回開催しています。</p> <p>(6) 教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラーを 313 校(小 123 校・中 159 校・県立 31 校)に配置しています。スクールカウンセラーの研修(年3回)を実施し、資質の向上を図っています。</p> <p>また、これまでの配置方法に加え、中学校区 15 校において、校区内の小中学校に同一のスクールカウンセラーを配置し、小中学校間の教育相談体制の連携を図りました。</p> <p>(7) 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応しています。また、法的な解釈が必要な事案については、弁護士と連携するなど対応を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) いじめ・暴力行為等の問題行動の事例が多様化・複雑化してきている中、学校だけでは対応が困難な事例に対しては、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材を派遣して支援を行うことで、問題の解決や再発防止に効果が見られました。</p> <p>(2) 「ネット啓発チーム」による保護者への啓発活動等を展開することで、各学校・地域における子どもの見守り体制を構築するとともに、家庭の役割の重要性、保護者の関わり大切さを見つめ直す声が寄せられています。</p> <p>(3) 研修会を通じて、個々の教職員の意識を深めるとともに、暴力行為やいじめ等の問題行動への対応に関するスキルアップ、関係機関との適切な連携を図ることができました。</p> <p>(4) スクールカウンセラーによる児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言・援助、教育相談体制の充実、緊急の事案への対応など、いじめなどの問題行動や不登校への対応で成果を上げ、児童生徒、保護者、教職員から高く評価されています。</p> <p>(5) 不登校の未然防止については、安心して学べる学級づくり・学校づくりの具体的な取組とその理論的背景について、調査研究を進めることができました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

いじめや暴力行為、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る取組をさらに充実させていきます。

- (1) 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応します。さらに必要に応じて弁護士等の専門家と連携します。
- (2) いじめの問題をはじめとする深刻な事案の早期対応を図るため、平成 25 年度新たに子ども安全対策監を設置し、学校及び市町教育委員会への支援を進めます。
- (3) 生徒指導上の課題の多様化・複雑化に対応するため、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員等の資質向上に努めるとともに、関係機関等との連携をすすめます。
- (4) 教育現場の状況に即したカウンセリングのあり方について研修会を開催するなど、スクールカウンセラーの資質向上を図ります。また、従来のスクールカウンセラー等を派遣する取組に加え、平成 24 年度から重点的な取組を始めた 15 中学校区に対するスクールカウンセラーの配置を引き続き進め、小中学校間のスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化を図ります。なお平成 25 年度には県内の全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、公立小学校の 65.2% にあたる 255 校に、県立高等学校の 62.1% にあたる 36 校に配置する予定です。
- (5) 変容を続けるケータイ・ネットに関わる児童生徒の問題点等に対して、学校における教育・啓発を支援するための体制を整えるとともに、引き続き、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をはかります。
- (6) 深刻化するいじめの未然防止を図るため、平成 25 年度から「いじめを許さない『絆』プロジェクト事業」として、学級満足度調査を活用した学級づくりと、子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めます。
- (7) 高等学校における不登校や中途退学の解消に向けて、スクールソーシャルワーカーを 3 名増員し 7 名としたうえで効果的に活用するなどして、支援を進めます。

監査の結果			
2 財務に関する意見			
(1) 収入に関する事務			
ア 本庁分			
(ア) 三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、92,913,332円(対前年度比92.7%)あり、前年度と比べて7,369,132円減少しているものの、各奨学金等の返還金については、滞納整理に関する要綱等に基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。			
箇所名	収入未済科目等	平成23年度	平成22年度
副教育長担当分野	三重県高等学校等修学奨学金返還金	現年度 16,753,832円 過年度 37,331,192円 計 54,085,024円	現年度 22,419,827円 過年度 41,496,967円 計 63,916,794円
	雑入(通勤手当戻入等)	現年度 66,300円	現年度 25,600円
教職員・施設担当分野	雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分)	過年度 9,672,344円	過年度 9,867,287円
	雑入(通勤手当戻入)	現年度 118,800円	—
学習支援担当分野	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金	現年度 144,000円 過年度 899,000円 計 1,043,000円	現年度 731,000円 過年度 228,000円 計 959,000円
育成支援・社会教育担当分野	進学奨励金返還金	現年度 3,044,307円 過年度 13,872,877円 計 16,917,184円	現年度 3,591,793円 過年度 10,785,590円 計 14,377,383円
	大学等進学資金貸付金返還金	現年度 649,400円 過年度 10,361,280円 計 11,010,680円	現年度 1,298,200円 過年度 9,838,200円 計 11,136,400円
合計		92,913,332円	100,282,464円
講じた措置			
平成24年度			
1 実施した取組内容			
(副教育長担当分野)			
(1) 「三重県高等学校等修学奨学金返還金」			
・平成24年5月、長期(6ヶ月以上)にわたり滞納のある債権128件(15,533,203円)を新たに債権回収会社に追加委託を行いました。			
・平成25年2月、法的措置である支払督促を1件行いました。また、同月、平成23年度に債務名義を取得した後も支払いのない1件について裁判所に預貯金の強制執行を申し立てました。			
・平成25年3月、長期間にわたり返還のない8件について、弁護士名通知により法的措置予告を行いました。			
・平成24年度中に、滞納が2ヶ月以下である初期債権について6回、滞納が3ヶ月以上6ヶ月未満である中期債権について4回、滞納が6ヶ月以上である長期債権について6回、滞納状況に応じて、保護者、連帯保証人に督促や返還状況通知を行いました。			
(2) 「雑入(通勤手当戻入等)」			
・平成22年度、非常勤嘱託員として雇用登録された者の休暇の登録を行っていなかったため、報酬に過払いが生じたことが平成23年度に明らかになりました。過払い分の返還については、平成23年度に本人に連絡を行い、納入通知書を送付したものの、平成23年度内に納付されず、収入未済となりました。平成24年度においても、再度返還を促しました。			
・平成22年度、非常勤講師として雇用登録された者が、兼務校のデータのまま登録されたため、			

通勤手当に過払いが生じました。過払い分の返還については、本人に対して連絡を行い、納入通知書を送付したものの、本人が県外在住となっていたため納付が遅れ、年度内において収入未済となりました。平成 24 年度においても、再度返還を促しました。(非常勤講師の通勤手当については、総務部総務事務課が主となって業務を実施しています。本人への連絡等一部該当校が協力を行っています。)

(教職員・施設担当分野)

(1) 「雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）」

教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことにより発生したため、その後直ちに教育委員会の職員が「住民基本台帳ネットワーク」を閲覧することができるよう担当部に取扱いの改正を求め、以降、支払時ごとに受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。

平成 24 年度は、再度、平成 24 年 6 月 1 日、8 月 1 日、12 月 3 日付けで 4 金融機関 15 支店に債権差押命令の申立を行い、計 433 円の預金差押を執行し、債権を回収しました。

なお、残る 1 件については、全く資力がなく、分納誓約に従って自宅訪問により督促等を行ってきましたが、本人が死亡したため、相続人調査を実施し、所管する家庭裁判所において相続人全員の相続放棄の申立の申述がされていることを確認しました。また、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施したところ選任はされていません。

(2) 「雑入（通勤手当戻入等）」

総務事務課の予備監査にて指摘されましたが、認定当時に地図ソフトが普及していなかったことから、認定誤りで返還を求められることに本人が納得せず、未済となりました。金銭的に困窮しているとの申し出もあり、24 年度に分割返済で同意を得ました。

(学習支援担当分野)

「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金」

当該の未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が修学を継続できず退学に至ったため、返還義務が発生したものです。当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与をうけていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。転居先不明となっていた滞納者に対しては、調査により住居の特定を行い、各滞納者に対し、2 回～3 回の自宅訪問を実施し、未収金の回収に努めました。

(育成支援・社会教育担当分野)

「進学奨励金返還金」及び「大学等進学資金貸付金返還金」

(1) 「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。

(2) 納期限までに納付しない債務者に対して、返還依頼書により返還を促しました。

(3) 返還依頼書に応じない債務者に対して、電話により督促しました。

(4) 返還依頼書及び電話による督促に応じない債務者に対して督促状により返還を督促しました。

2 取組の成果

(副教育長担当分野)

(1) 「三重県高等学校等修学奨励金返還金」

平成 25 年 3 月 31 日時点の状況は次のとおりです。

- ・委託件数 270 件/回収金額 14,570,957 円/委託金額 35,033,454 円/回収率 41.59%
- ・法的手続の実績（預金差押 1 件、支払督促手続申立 1 件）
- ・過年度未収金回収額 21,714,394 円（回収率 40.57%）
/現年度回収額 189,873,100 円（回収率 91.15%）

(2) 「雑入（通勤手当戻入等）」

再度、本人と連絡を行い、H24 年度中に全額収納となりました。

(教職員・施設担当分野)

(1) 「雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）」

教職員恩給及び退職年金の過払い事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから、以後の過払いは皆無となっています。

刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、預金差押を執行しこれまで 433 円の債権を回収しました。その結果、平成 25 年 3 月末時点の未済額は 9,561,070 円となりました。

残り1件については、本人の死亡により相続人調査を実施し、所管する家庭裁判所において相続人全員の相続放棄の申立の申述がされていることを確認しました。また、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施したところ選任はされていません。平成25年3月末時点の未済額は110,841円です。

これら2件を合わせた回収額は433円で、平成25年3月末時点の未済額は9,671,911円となります。

(2)「雑入（通勤手当戻入等）」

平成24年7月に39,600円、平成25年1月に残額79,200円の返済があり完済されました。

(学習支援担当分野)

「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金」

未収金のうち55,000円を収納しました。

(育成支援・社会教育担当分野)

「進学奨励金返還金」及び「大学等進学資金貸付金返還金」

・進学奨励金返還金の収入未済額のうち1,707,846円を収納しました。

・大学等進学資金貸付金返還金の収入未済額のうち1,104,360円を収納しました。

平成25年度以降（取組予定等）

(副教育長担当分野)

(1)「三重県高等学校等修学奨学金返還金」

本人、保護者、連帯保証人に対し、滞納の初期段階から、教育委員会事務局予算経理課の滞納に対する取組を明示した文書を定期的に送付し、滞納が長期化することを未然に防止します。

長期にわたる債権については、外部債権回収会社へ委託し、専門的な回収を行います。

外部委託債権回収会社に委託しても滞納状況が改善しない場合は、裁判所に支払督促を申立てます。

(2)「雑入（通勤手当戻入等）」

・今後も雇用登録者の勤務実態の確実な把握と総務事務システムへ正確な登録に留意し、事務処理に努めます。現在、同様の案件は発生していません。

・現在、総務事務システムの改修等により、同様の案件は発生していません。

(教職員・施設担当分野)

(1)「雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）」

教職員恩給及び退職年金の過払い分のうち刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、預金差押による積極的な債権の回収を図るとともに、債務者本人と接触を図り返済を求めています。残り1件については、相続財産管理人の選任の有無を定期的に確認にし、選任後に債権届け出を行い債権の回収に努めています。

今後は、住基ネットによる生存確認を行い過払い金が発生しないよう努めます。

(2)「雑入（通勤手当戻入等）」

今後は、引き続き総務事務課との連携を密にし、収入未済が発生しないよう努めます。

(学習支援担当分野)

「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金」

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めています。

(育成支援・社会教育担当分野)

「進学奨励金返還金」及び「大学等進学資金貸付金返還金」

引き続き、「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促を行うことにより収納促進に努めています。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">(教職員・施設担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>雇用保険については、事務補助員、学校栄養補助員、週 20 時間以上の再任用職員が対象となり、当月分の給与月額に対し、保険料徴収を行っています。65 歳以降新たに雇用される者は雇用保険の被保険者となれないにも関わらず、保険料を徴収したことにより、歳入戻出が生じました。</p> <p>雇用保険の対象者については、保険料を徴収するため年度当初に給与システムへ登録を行いますが、その際、年齢を確認するとともに、グループ内にて雇用保険の制度概要を周知する等の取組を行いました。また、年度途中で社会保険料の改定を登録する際にも再度徴収対象者であるかどうかの確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>引き続き取組を行うことで、適正な事務処理を進めました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度採用予定者のうち、雇用保険対象者についてはグループ内にて年齢を確認のうえ、保険料徴収対象者を給与システムに登録することとし、誤徴収が発生しないように注意を払います。また、年度途中にもグループ内の連絡を密にし、保険料徴収対象者の異動等にも注意を払い、適切な事務を行います。</p>

監査の結果			
2 財務に関する意見			
(1) 収入に関する事務			
イ 県立学校分			
(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 4,052,196 円（対前年度比 62.0%）あり、前年度と比べて 2,480,918 円減少しているものの、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱等に基づき、その収納未済額の減少と発生防止に一層努められたい。			
箇所名	収入未済科目等	平成 23 年度	平成 22 年度
桑名西高等学校他 24 校	高等学校授業料	過年度 3,211,684 円	過年度 5,877,533 円
白子高等学校	弁償金	過年度 586,781 円	過年度 586,781 円
北星高等学校他 4 校	自動販売機等光熱水費負担金等	現年度 157,971 円	現年度 68,800 円
四日市西高等学校	違約金	現年度 95,760 円	—
合 計		4,052,196 円	6,533,114 円
講じた措置			
平成 24 年度			
1 実施した取組内容			
(高等学校授業料)			
(1) 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」（平成 16 年 1 月策定）に基づき、学校とともにその解消に取り組んでいます。			
(2) 在校生に対しては、電話での督促、督促状の送付や自宅訪問などを、また卒業生や退学者に対してはこれらに加えて、校長・教育長名による督促、知事名による督促、知事名による内容証明郵便督促などの授業料の未収金解消に向けた取組を行い、収納の促進を図っています。			
(3) 卒業生や退学者のなかで資力があるにもかかわらず支払いに応じず、法的措置を講じるよりほかない者に対しては、学校関係者と、また対応が困難な場合は弁護士とも協議して支払督促を実施するなど、未収解消への取組が円滑に進められるよう対策を講じています。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金、給与の強制執行 4 件（債権総額 253,150 円） ・ 支払督促手続申立 1 件（債権総額 37,079 円） 			
平成 25 年 3 月 31 日時点			
(弁償金)			
平成 16 年 4 月に白子高校体育用具庫が焼失した件で、原因者である少年（当時）3 名の保護者に損害賠償金の請求をしていたところ、2 名は完納されました。残り 1 名は、自宅訪問や文書による督促を行い未収金の解消に努めてきましたが、平成 20 年 3 月以降、納入がありませんでした。			
このため、平成 23 年 9 月、津簡易裁判所に民事訴訟法に基づく支払督促を申し立てたところ、相手方から異議申立てがなされ、通常訴訟に移行し、同年 12 月に同裁判所で県側の請求を認める判決が出されました。相手方はこれを不服として、平成 24 年 1 月に津地方裁判所に控訴しましたが、同年 4 月に同裁判所で控訴を棄却する判決が出されました。その後、相手方は上告しませんでした。			
(自動販売機等光熱水費負担金等)			
(1) 会計規則に基づき発行した納入通知書に対して、債務者は納入期限日に納入しましたが、財務会計システムの都合上、日計表では年度を超えた収納になりました。（北星高等学校）			
(2) 会計規則に基づき発行した納入期限が平成 24 年 4 月 24 日の納入通知書に対して、債務者は納入期限日に納入しましたが、財務会計システムの都合上、日計表では平成 24 年 5 月 2 日付の収納になりました。（久居高等学校）			
(3) 債務者に連絡をとり早急に納付を依頼しました。（木本高等学校）			

(4) 平成 24 年 3 月 31 日に調定決議を行い、平成 24 年 4 月 26 日を納期限として、納入通知書にて請求を行い、平成 24 年 4 月 25 日に納入されましたが、県外の金融機関での納付であったため、県への納付に時間がかかり、4 月末の出納閉鎖に間に合わずに過年度収入となったものです。

(紀南高等学校)

(5) 平成 24 年 3 月分の体育館学校開放電気使用料が納期限（平成 24 年 4 月 24 日）を過ぎても納入されませんでした。納期限前にも確認の電話を入れていましたが、納入されていないため再度電話にて督促を行いました。納入状況を確認し、督促の電話をしております。（宇治山田高等学校）
(違約金)

津地方裁判所より、当該業者の破産手続きを開始するとの連絡が入ったため、違約金請求の通知・破産債権の届け出を行うとともに、債権者集会への出席等により破産手続きの推移の把握や本庁所管課との情報共有を行いました。

- ・ 平成 24 年 5 月 8 日 津地方裁判所へ破産債権の届け出
- ・ 平成 24 年 7 月 27 日 第 1 回債権者集会に出席
- ・ 平成 24 年 9 月 24 日 本庁所管課である県教育委員会事務局学校施設課来校時に情報を共有
- ・ 平成 24 年 10 月 17 日 学校施設課の弁護士相談に同席
- ・ 平成 24 年 11 月 2 日 第 2 回債権者集会に出席
- ・ 平成 24 年 11 月 19 日 最終配当実施の通知書が届き、配当分の納付書を作成・送付
- ・ 平成 24 年 12 月 12 日 配当分収納
- ・ 平成 25 年 2 月 1 日 第 3 回債権者集会出席 業者の法人格消滅が決定

2 取組の成果

(高等学校授業料)

平成 25 年 3 月末日現在での過年度未収金の回収額は 1,964,850 円となっています。

(弁償金)

判決が確定したことにより、本県の主張が認められ、訴訟が終了しました。

(自動販売機等光熱水費負担金等)

- (1) 平成 24 年度に、過年度収入として、納入済です。(北星高等学校)
- (2) 債務者から領収書の写しを取得して納入確認しております。(久居高等学校)
- (3) すべて完納されました。(木本高等学校)
- (4) 平成 25 年 1 月末現在未収金は 0 円となっています。(紀南高等学校)
- (5) 平成 24 年 3 月分は平成 24 年 5 月 11 日に納入されました。(宇治山田高等学校)

(違約金)

本庁所管課とともに当該業者の資産・債権状況の把握等を進め、債権の一部収納を行いました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(高等学校授業料)

- (1) 各県立学校に対して未収状況のヒアリングを実施し、未収金解消を図るよう引き続き指導します。
- (2) 滞納事例を具体的に把握し、各県立学校からの相談に対し、他校の取り組み事例を紹介する等助言指導を実施します。
- (3) 各学校対応では、債権回収が困難と判断された場合は、予算経理課から教育長名通知、知事名通知により本人と連帯保証人に対し送付し、滞納は絶対に許さないという姿勢で臨みます。
- (4) 各県立学校の未収状況を随時把握し、回収困難となっている債権については、弁護士へ委任又は助言を得て法的措置を講じます。

(弁償金)

関係者と連携し、損害賠償金の確保に努めていきます。

(自動販売機等光熱水費負担金等)

- (1) 今回のように、年度末において、収納金取扱店が、遠隔地であることが予見される場合は、収納期限を短くするなどの措置を講じることとします。
- (2) (3) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。
- (4) 出納閉鎖前の納入期限日設定については、閉鎖日までに余裕をもって設定することとします。
- (5) 納入状況を確認し、督促の電話をします。

(違約金)

当該業者（法人）が消滅のため債権残額の回収は極めて困難な状況ですが、本庁所管課の指導の元に処理方法の検討を進めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1)収入に関する事務</p> <p>イ 県立学校分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)退学者に係る口座振替徴収停止手続き漏れに伴う過徴収により、歳入歳出を行っていた。 (桑名西高等学校)</p> <p>(2)現金納付された個人情報開示文書複写料の収納処理が遅延していた。 (桑名西高等学校)</p> <p>(3)高等学校入学料に係る証紙収入実績報告が遅延していた。 (四日市南高等学校)</p> <p>(4)口座振込された高等学校生産品売払収入の収納処理が遅延していた。 (四日市農芸高等学校)</p> <p>(5)体育施設利用電気料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (四日市農芸高等学校)</p> <p>(6)現金納付された科目履修生授業料の一部について、誤って納付書による収納を行っていた。 (北星高等学校)</p> <p>(7)現金納付された高等学校生産品売払収入の収納日を誤って登録しているものがあつた。 (久居農林高等学校)</p> <p>(8)現金収納の際、領収書の発行を行っていなかった。 (昂学園高等学校)</p> <p>(9)滞納整理台帳について 22 年度以降の記録が整理されていなかった。 (昂学園高等学校)</p> <p>(10)入学選抜手数料の収入証紙の消印がされていないものがあつた。 (伊勢まなび高等学校)</p> <p>(11)現金納付された過年度収入(高等学校授業料)、生産物収入等の受入処理について遅延しているものがあつた。 (伊賀白鳳高等学校)</p> <p>(12)つり銭資金保管簿について、つり銭利用日以外の記録がされていなかった。 (伊賀白鳳高等学校)</p> <p>(13)現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金の収納処理が遅延していた。 (稲葉特別支援学校)</p> <p>(14)土地使用料に係る調定事務が遅延しているものがあつた。 (玉城わかば学園)</p> <p>(15)現金納付された体育施設利用電気料について、領収書の発行、現金受入・払出の処理がされていなかった。 (玉城わかば学園)</p> <p>(16)処理誤りにより現金日計表に残額が計上され続けていた。 (玉城わかば学園)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 24 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 24 年 10 月 26 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認したとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 24 年 4 月 27 日に開催された県立学校事務長会第 1 回全員研修会において「平成 23 年度」、平成 24 年 12 月 20 日に開催された県立学校事務長会第 2 回全員研修会において「平成 24 年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>教育委員会事務局における取組としては、予算編成及び執行に関する具体的な仕組みや事務処理について理解を深め、会計事務の適正化を図ることを目的に、事務局内において、教員籍の職員向けに予算経理事務に係る「手引き」を作成。課単位の「予算経理出前講座」を開催しました。(予算編は、平成 24 年 8 月 20 日から 9 月 7 日まで 6 回開催。経理編、電子調達編は、平成 24 年 9 月 19 日から 10 月 31 日まで 5 回開催)。また、平成 24 年 12 月 19 日、20 日に出納局職員を講師とした事務局内職員向け会計事務研修「経理関係事務講座」を実施しました。</p> <p>県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 24 年 4 月 25 日に開催された県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配付・説明し、適切な事</p>

務処理へ活用することを図りました。また、平成 24 年 10 月 23 日から平成 25 年 1 月 10 日までの期間において予算経理課学校経理グループ用務に係る学校訪問の際、6 校に対して過去 3 年間の監査指摘事項について、改善の確認を行いました。さらに、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる管理・運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会の活動をサポートし、学校事務に関わる情報やノウハウの共有の促進に努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 退学者に係る口座振替徴収停止手続き漏れに伴う過徴収により、歳入歳出を行っていたことについて、業務が集中している時期で速やかな事務処理ができなかったことが原因であることが考えられます。事案が発生した場合速やかに口座振替の徴収停止措置を講じます。
- (2) 現金納付された個人情報開示文書複写料の収納処理が遅延していたことについて、業務が集中している時期で速やかな事務処理ができなかったことが原因であると考えられます。現金納付された場合速やかに、現金の収納処理を実施しています。
- (3) 高等学校入学料に係る証紙収入実績報告が遅延していたことについて、高等学校入学日に、三重県収入証紙貼付により納付された高等学校入学料について、消印（日付印）により証紙の消込を行いロッカーに保管していました。証紙消込の実績報告は、毎月上旬に前月分を報告することになっており、5 月上旬の報告時に、卒業証明書等の証明書発行手数料の証紙実績報告は行いましたが、入学料の実績報告を失念してしまい、報告漏れとなりました。これについては、6 月になってから追加報告を行いました。今後このようなことの無いよう事務室内で協議し、事務長及び事務次長が毎月の定期報告時に、慎重にチェックを行い、事務の漏れを防止していくこととしました。
- (4) 口座振込された生産品売払収入の収納処理遅延について、毎年生産する米については、学校の販売所、地域のイベント、文化祭等だけでは販売しきれないため、大半を三重四日市農業協同組合に販売委託しています。三重四日市農業協同組合からの収入については、事前に通知書の送付があった後に通帳に振り込まれますが、米の持込料だけは振込の事前通知書がないため、収納処理が遅れました。平成 24 年度については、11 月に定期的に通帳の記帳に行くことと並行して、三重四日市農業協同組合に事前に電話等何らかの方法で連絡をいただくよう依頼しました。
- (5) 体育施設利用電気料の徴収誤りによる歳入戻出について、年度始めの事務長会議において体育施設の貸出に伴う利用電気料については、時間単位で徴収するよう伝達がありましたが、その後、事務室内で会議内容が周知徹底されておらず、30 分単位での貸付を行った際に利用料を徴収していたため、歳入戻出を行うこととなりました。会計規則等の再確認を行うとともに、会議等に出席した際は、会議資料等の供覧を行い、事務室内での情報共有を図るようにしました。
- (6) 現金納付された科目履修生授業料の一部について、誤って納付書による収納を行っていたことについて、年度当初の繁忙期に収入事務の取扱いを誤って処理してしまいました。このため、会計規則及び会計規則運用方針等を再確認し、収入事務を適切に行うようにしました。
- (7) 現金納付された生産品売払収入の収納日を誤って登録しているものについて、平成 23 年 6 月 15 日を現金収納日とするところを、誤って平成 23 年 5 月 15 日と入力したものが 1 件ありましたが、入金日は誤っていませんでした。1 年を通してほとんど毎日行う業務であり入力日に誤りのないよう確認のうえ入力しています。
- (8) 現金収納の際、領収書の発行を行っていなかったことについて、出納局の指導を得ながら適正な事務処理に取り組みました。
- (9) 滞納整理台帳について記録が整理されていなかったことについて、記録の整理を行い事務処理の適正化を図りました。
- (10) 入学選抜手数料の収入証紙の消印がされていないものについて、入学願書受付手続のなかで選抜手数料は収入証紙により納付されていますが、複数生徒の受付の際には中学校側の待ち時間を少しでも軽減するよう、一中学校分を纏めて消印をしていましたが、書類が重なり一枚分（一生徒分）の証紙消印漏れが発生しました。その後は、多少待ち時間ができても生徒ごとに消印を確実にすることとし、担当者だけでなく、職員の複数人による消印チェックを行うこととしました。
- (11) 現金納付された過年度収入、生産物収入等の受入処理について遅延していたことについて、現金納付の受付処理方法については、事務室内で再度確認を行い、三重県会計規則に定められた期間内に処理を行うよう徹底しました。
- (12) つり銭資金保管簿について、つり銭利用日以外の記録がされていないことについては、三重県つり銭資金管理要綱について事務室内で再度確認を行い、要綱に基づいてつり銭を管理するよ

うに徹底しました。

- (13) 現金納付された負担金の収納処理が遅延していたことについて、納付された現金は、適正に収納処理を行いました。
- (14) 土地使用料に係る調定事務が遅延しているものがあつたことについて、土地使用料に係る調定事務に熟知していなかったため、処理が遅延してしまいました。そのため情報の共有を進めると共に年間事務処理の再確認を行い事務の迅速化を図るようにしました。
- (15) 現金納付された体育施設利用電気料の領収書の発行、現金受入・払出の処理がされていなかったことについて、これまでの徴収方法を毎月の調定、納付書による利用者本人の振り込み方式に変更しました。これによって、現金が手元に保管されることが解消されました。
- (16) 処理誤りにより現金日計表に残額が計上され続けていたことについて、歳入受入や資金前途で支出した案件を、直ちに処理しなかったため残額が残ってしまっている状況となりましたが、定期的に状況確認を行い処理誤りが無いようにしました。

2 取組の成果

- (1) 退学者が出た際は速やかに、口座振替処理を行いました。
- (2) 現金納付後速やかに収納処理を行っており、現在処理の遅延はありません。
- (3) 平成 24 年度は、証紙実績報告の報告漏れは発生していません。年度途中での転校生の入学料についても、期限内に報告を行っています。
- (4) 期限内に収納処理を行いました。
- (5) 会計規則等に基づいた事務処理が行われるようになったとともに、職員間において情報の周知が図られるようになりました。
- (6) 現金を収納したときは、現金受入票により受入れを行い、適切な収入事務を実施しています。
- (7) 毎日入力日の確認を行っています。
- (8)(9) 事務処理の適正化が図られました。
- (10) チェック体制を維持し取扱に注意をはらうことで不適切な事案は発生していません。
- (11) 会計規則に定められた期間内に受入処理を行っています。
- (12) 三重県つり銭資金管理要綱に基づき、つり銭利用日以外も保管簿により管理を行っています。
- (13) 適正な収納処理がなされるようになりました。
- (14) 当該調定について、適正に行いました。
- (15) 調定、納付書による収納を進めているので、同じ間違いは発生していません。
- (16) 定期的な帳票確認を行い同様の錯誤はありません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 事案が発生した場合速やかに事務処理を行っていきます。
- (2) 現金納付された場合速やかに事務処理を行っていきます。
- (3) 引き続き、複数職員でチェックを行い、事務の漏れを防止していきます。人事異動があつた場合も、的確な引継ぎにより、期限に遅れることの無いようにしていきます。
- (4) 持込料が発生すると見込まれる時期については、定期的に通帳記入を行います。
- (5) 引き続き事務処理の適正化を図るとともに、職員間の業務に関する情報共有を徹底していきます。
- (6) 会計に関する研修等へ参加し再発防止に努めます。
- (7) 毎日入力日を確認します。
- (8)(9) 引き続き事務処理の適正化を図ります。
- (10) 引き続きチェック体制を維持し、細心の注意をはらいながら適正に処理します。
- (11)(12) 引き続き適正な処理を行います。
- (13) 今後も、注意喚起を行い適正に収納処理します。
- (14)(15)(16) 24 年度の取り組みをさらに充実していきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【「防災ノート」の翻訳ネイティブチェック業務委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (副教育長担当分野)

(2) 【次期三重県教育振興ビジョン(仮称)にかかる冊子等作成業務委託】

契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (副教育長担当分野)

(3) 【メンタル健康診断・職場ストレスプロフィール事業委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (教職員・施設担当分野)

(4) 【特別支援教育就学奨励費事務支援ソフトウェア運用保守業務委託】

契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (学習支援担当分野)

(5) 【持続可能な人権教育のための調査研究事業委託】

予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
再委託の実施にあたって、あらかじめ承認手続きがされていなかった。 (育成支援・社会教育担当分野)

(6) 【人権教育総合推進地域事業委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (育成支援・社会教育担当分野)

(7) 【平成23年度栄養教諭を中核とした食育推進事業委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (育成支援・社会教育担当分野)

(8) 【県立学校児童生徒健康診断耳鼻科検診委託事業】

執行伺いがされておらず、出納局事前検査を受けていなかった。 (桑名高等学校)

(9) 【非常勤講師委託業務】

執行伺いがされておらず、出納局事前検査を受けていなかった。 (桑名高等学校)

(10) 【修学旅行業務委託(教員分)】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
予定価格が設定されていなかった。 (桑名高等学校)

(11) 【エレベーター保守点検業務委託】

契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していた。 (川越高等学校)

(12) 【廃棄薬品等収集運搬処分業務委託】

契約書に契約額が記載されていなかった。
契約書に処分する薬品が分かる書類が添付されていなかった。 (四日市南高等学校)

(13) 【マコモタケレトルトカレー加工製造業務】

予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (四日市農芸高等学校)

(14) 【消防用設備等点検・報告業務】

不良箇所について、消防本部から毎年同様の改善指示を受けており、点検結果の活用が不十分であった。 (四日市農芸高等学校)

(15) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】

予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (四日市中央工業高等学校)

(16) 【ホームページ保守・更新業務委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (神戸高等学校)

(17) 【ソフトウェア(成績処理システム)「快刀乱麻」保守業務委託】

執行伺い及び契約締結伺いに前払いの理由等支払方法について記載されていなかった。 (津東高等学校)

(18) 【津東高校平成23年度廃棄物収集運搬処理業務委託】

契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかった。 (津東高等学校)

- (19) 【快刀乱麻カスタマイズ業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(久居高等学校)
- (20) 【ソフトウェア(成績処理システム「快刀乱麻」)保守業務委託】
契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。(久居農林高等学校)
- (21) 【平成23年度合併浄化槽及び単独浄化槽維持管理業務委託】
契約書に定めた管理技術者の通知が行われていなかった。(松阪高等学校)
- (22) 【消防用設備等点検・報告業務委託】
契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。(松阪高等学校)
- (23) 【快刀乱麻(成績処理システム)保守業務】
予定価格が設定されていなかった。(飯南高等学校)
- (24) 【学校医及び学校歯科医に関する業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(飯南高等学校)
- (25) 【エレベーター保守点検業務】
見積書提出期限が月日だけの記載で、時間での記載となっていた。(飯南高等学校)
- (26) 【昴学園高等学校消防用設備等点検・報告委託業務】
契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。
契約書で定められた業務の履行に関する責任者(実施責任者)の報告がされていなかった。(昴学園高等学校)
- (27) 【空調設備保守点検業務委託 きらら寮】
契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。
契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかった。
契約書で定められた業務の履行に関する責任者(実施責任者)の報告がされていなかった。
再委託の実施にあたって、あらかじめ承認手続きがされていなかった。(昴学園高等学校)
- (28) 【きらら寮機械警備委託】
契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。
契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかった。(昴学園高等学校)
- (29) 【修学旅行看護にかかる委託業務(看護師派遣経費)】
予定価格が設定されていなかった。(宇治山田高等学校)
- (30) 【修学旅行看護にかかる委託業務(看護師派遣交通費)】
予定価格が設定されていなかった。(宇治山田高等学校)
- (31) 【消防用設備等点検・報告委託業務】
契約書に定める実施責任者の設置について、書面で報告を受けていなかった。(宇治山田高等学校)
- (32) 【ソフトウェア(成績処理システム)保守業務】
執行伺いがされておらず、出納局事前検査を受けていなかった。(伊勢まなび高等学校)
- (33) 【給食施設害虫駆除業務】
12月分の業務報告書及び検査記録がなかった。(伊勢まなび高等学校)
- (34) 【成績管理システム保守管理業務】
契約締結における公印使用について、起案文書の「公印」欄に公印取扱主任者の認印が押印されていなかった。(上野高等学校)
- (35) 【名張西高校授業力向上セミナー実施委託業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(名張西高等学校)
- (36) 【尾鷲高校昇降機保守点検業務委託】
見積書提出期限が月日だけの記載で、時間での記載となっていた。(尾鷲高等学校)
- (37) 【成績管理システムソフトウェア保守業務委託】
見積書提出期限が月日だけの記載で、時間での記載となっていた。(尾鷲高等学校)

(38) 【管理教室棟エレベーター保守委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。

(杉の子特別支援学校)

(39) 【自動扉開閉装置維持管理業務】

再委託の承認手続きにおいて、再委託の理由及び内容が明確になっていなかった。

(緑ヶ丘特別支援学校)

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容

平成 24 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 24 年 10 月 26 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 24 年 4 月 27 日に開催された県立学校事務長会第 1 回全員研修会において「平成 23 年度」、平成 24 年 12 月 20 日に開催された県立学校事務長会第 2 回全員研修会において「平成 24 年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

教育委員会事務局における取組としては、予算編成及び執行に関する具体的な仕組みや事務処理について理解を深め、会計事務の適正化を図ることを目的に、事務局内において、教員籍の職員向けに予算経理事務に係る「手引き」を作成しました。また、課単位の「予算経理出前講座」を開催しました。(予算編は、平成 24 年 8 月 20 日から 9 月 7 日まで 6 回開催。経理編、電子調達編は、平成 24 年 9 月 19 日から 10 月 31 日まで 5 回開催)。さらに、平成 24 年 12 月 19 日、20 日に「出納局職員を講師とした事務局内職員向け会計事務研修「経理関係事務講座」を実施しました。

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 24 年 4 月 25 日に開催された県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配付・説明し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、平成 24 年 10 月 23 日から平成 25 年 1 月 10 日までの期間において予算経理課学校経理グループ用務に係る学校訪問の際、6 校に対して過去 3 年間の監査指摘事項について、改善の確認を行いました。さらに、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ(職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト)」にかかる管理・運営体制及び内容の充実に努めるため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会の活動をサポートし、学校事務に関わる情報やノウハウの共有の促進に努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (3) (6) (7) (8) (9) (10) (16) (19) (24) (32) (35) (38) 執行伺いもれや、執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかったことについては、出納局による講座研修を受講することなどにより会計知識の向上や周知徹底を図ること及び、複数職員によるチェック体制の強化等を図りました。
- (2) (4) (20) (22) 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていないことについては、契約書の条項を正確に認識し、複数名による確認を行い、相手方に提出を求めるなど再発防止に努めました。
- (5) (13) (15) 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかったことについて、執行伺いの際に積算根拠内容が変更になったにも関わらず予定価格の変更を行っていないものや、特殊ケースで積算設定が困難なものなどがありましたが、すべてのケースにおいて、正確な根拠をもって明確な予定価格を算定するよう改善を図りました。
- (5) (27) 再委託の実施にあたっては、あらかじめ承認手続きがされていないものについては、実施するよう周知徹底を行いました。
- (10) (23) (29) (30) 予定価格が設定されていないことについて、再発防止を図るため、複数の職員による確認体制を整えました。
- (11) 契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していたことについて、改定前の誤った支払遅延利息の率を記載していたため、今後は利率の数値を記載せず根拠告示による旨を記載することとしました。
- (12) 契約書に契約額が記載されていないこと、及び処分する薬品が分かる書類が添付されていないことについて、廃棄物品の種類が多いため、別紙のとおりとして、金額及び内訳書を添

付しましたが、本来は別紙も契約書本体と一緒に袋とじで綴りこむべきところ、綴りこまれていませんでした。後日、別紙と契約書本体とを割り印を押印して、一体のものであることが分かるようにし、事務室内で協議を行い、三者以上の目で契約書のチェックを行って、再発防止に努めていくこととしました。

- (14) 不良箇所について、消防本部から毎年同様の改善指示を受けており、点検結果の活用が不十分であったことについて、消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備について、取替え及び修繕を行いました。避難器具については、修繕に係る予算を要望しました。
- (17) 執行伺い及び契約締結伺いに前払いの理由等支払方法について記載されていなかったことについて、執行伺および契約締結伺いの起案に前払いの理由等につき明記することとしました。
- (18) (27) (28) 執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかったことについて、平成 22、23 年度出納かわら版 1 月号には「調達説明書のその他項目に「当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じる。」と記載してください。」とあることから、調達説明書へのみ記載し、執行伺へは記載していないこと等が起因となっていました。平成 24 年度は調達説明書、執行伺の両方へ記載するなどの改善を行いました。
- (21) (26) (27) (31) 契約書に定める管理技術者・実施責任者の通知及び報告がされていなかったことについて、複数職員で的確に確認するなど、チェック機能の強化を図りました。
- (25) (36) (37) 見積書提出期限が月日だけの記載で、時間での記載もれがあったことについて、再発防止のため、出納関係の研修会を積極的に受講し会計知識の向上に努めるなど、業務委託契約内容の的確なチェック体制を図りました。
- (26) (27) (28) (34) 契約締結における公印使用について、起案文書欄に公印取扱主任者等の押印がなかったことについて、認印の押印を確実に行うことの徹底を図り、契約内容の把握と的確な委託業務の執行に努めるよう徹底しました。
- (33) 12 月分の業務報告書及び検査記録がなかったことについて、業務完了後に業務報告書の提出がありました。検収記録の記載漏れがあり報告書の綴り忘れが原因であったため、業務報告書の提出があった時点で速やかに検収確認を行い業務内容のチェックを実施しました。
- (39) 再委託の承認手続きにおいて、再委託の理由及び内容が明確になっていなかったことについて、再委託の承認申請の際には、事業者にも再委託の理由及び内容を詳しく記載するよう指導し、その必要性について十分確認のうえ承認するようにしました。

2 取組の成果

定期監査結果の内容を踏まえ、学校訪問による改善の確認や、「事務提要ウィキ」を活用し、学校事務に関わる情報やノウハウの共有促進を図ることができました。

- (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (13) (15) (16) (19) (20) (22) (24) (32) (35) (38) 出納局による講座研修を受講することなどにより会計知識の向上や職員間の周知徹底を図られ、複数職員によるチェック体制の強化等により再発防止に努めており、同様の事案は生じていません。
- (11) 今後は利率の数値を記載せず根拠告示による旨を記載することとしたため、誤った利率を記載することがなくなりました。
- (12) これまでのところ同様の事例の発生は無く、契約事務を的確に遂行できました。
- (14) 昨年度までの指示項目については、避難器具を除き改善しました。
- (17) 平成 24 年度は執行伺、契約締結伺いの両方へ記載しました。
- (18) 平成 24 年度は調達説明書、執行伺の両方へ記載するなど適正な事務処理が図られました。
- (21) (26) (27) (28) (31) (34) 適正な事務処理が図られました。
- (23) (29) (30) 決裁時におけるチェック強化を図り、適切に処理を行っています。
- (25) (36) (37) 再発防止に取り組み、適切に事務処理を行っています。
- (33) 業務報告書の提出があった時点で速やかに検収確認を行い業務内容のチェックを実施し不適正な事案を防止しました。
- (39) 平成 24 年度は、自動扉開閉装置維持管理業務について再委託を行っていません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

平成 25 年度以降も、引き続き適切な事務処理に努めるとともに、少人数で会計事務処理を実施している県立学校へのきめ細かな支援等にも取り組んでいきます。

- (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (13) (15) (16) (19) (20) (24) (32) (35) (38) 引き続き会計知識の向上に努めるとともに、複数名によるチェック体制を図り、適正な事務処理を行うよう努めます。

- (11) 今後も継続して再発防止に努めていきます。
- (12) 引き続き、複数名によるチェック体制を図り、人事異動があった場合も、的確な引継ぎにより、事務に遺漏の無いようにしていきます。
- (14) 予算要望中で未対応の避難器具修繕について早期に対応するとともに、設備全体の老朽化により指示された項目についてはその都度改修を図っていきます。
- (17) 執行伺、契約締結伺いの両方へ記載していきます。
- (18) 調達説明書、執行伺の両方へ記載していきます。
- (21) (26) (27) (28) (31) (34) 適正な事務処理が図られるよう知識向上を図り、複数職員間でのチェック体制の強化も図っていきます。
- (22) 同様の案件については適切な事務処理が行えるよう知識向上を図ることとし、当該業務については、今後学校施設課において一括契約を行うこととなっています。
- (23) (29) (30) 決裁時におけるチェック強化を図り、複数職員による確認を行って、適正な事務処理を実施していきます。
- (25) (36) (37) 見積依頼起案文書決裁時にチェックを強化し、適切に事務処理を行っています。
- (33) 引き続きチェック体制を維持し、細心の注意をはらいながら適正な処理に努めていきます。
- (39) 再委託承認を行う際は、再委託の理由及び内容を十分確認のうえ承認書に明記するなど、適切な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【三重県公立学校職員互助会助成金】額の確定が行われていなかった。 (教職員・施設担当分野)</p> <p>(2) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】補助金交付決定等の事務が遅延していた。補助金申請側と交付側の事務について、決裁者は異なっているが担当者が同一であり、内部チェック体制の確保が図られていなかった。 (桑名高等学校)</p> <p>(3) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】補助金交付決定等の事務が遅延していた。 (神戸高等学校)</p> <p>(4) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】補助金交付決定等の事務が遅延していた。 (伊勢まなび高等学校)</p> <p>(5) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】補助金交付決定等の事務が遅延していた。 (上野高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 助成金の額の確定が行われていなかったことについては、補助事業等の事務の流れについて再度確認を行うとともに、事務に携わる職員に対して改めて周知徹底を図りました。再発防止のため、事務を計画的に実施し複数の職員で的確に確認するなどチェック機能の強化に努めました。</p> <p>(2) 補助金交付決定等の事務が遅延していたこと及び、補助金申請側と交付側の事務について決裁者は異なっているが担当者が同一であり、内部チェック体制の確保が図られていなかったことについては、交付決定後、書類上の手続き事務が後回しになってしまい、また職員数が少ないこともあって、申請側交付側が同一で、内部チェック体制が図られないようになってしまいました。平成 24 年度には、夜間定時制高等学校夜食費補助金事業は廃止されました。</p> <p>(3) (4) (5) 補助金交付決定等の事務が遅延していたことについて、職員数が少ないこと等による内部チェック体制が万全でなかったことや、就労日数の認定に期間が必要で交付決定等が遅延した状況などがありました。その後適正な事務処理を務めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県補助金等交付規則に基づき、補助事業等の完了等の報告を受けた場合にはその報告書の内容を調査し、適正と認めるときには交付すべき補助金等の額の確定を行うよう確認を行い、適正な事務処理に努めるよう、職員の意識の向上が図られました。</p> <p>(2) 補助金事業に同様の事案は生じていません。</p> <p>(3) (4) (5) 平成 24 年度以降の定時制高等学校夜食費補助事業は廃止となり、該当事案は生じていません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 三重県公立学校職員互助会に対する補助金は平成 23 年度で廃止となりました。</p> <p>(2) 引き続き、補助金事業において、事務が遅延しないよう、また内部チェック体制の確保が図られるように、確認を行います。</p> <p>(3) (4) (5) 引き続き、補助金事業において、事務が遅延しないよう、また内部チェック体制の確保が図られるなどの、確認を行います。なお平成 24 年度以降の定時制高等学校夜食費補助事業は廃止となっています。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【第 62 回日本学校農業クラブ全国大会長崎大会】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (学習支援担当分野)</p> <p>(2) 【県外学校視察】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (学習支援担当分野)</p> <p>(3) 【第 21 回全国産業教育フェア鹿児島大会】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (学習支援担当分野)</p> <p>(4) 【全国高等学校生活体験発表会生徒引率】 旅行雑費の早朝加算が支給できないにもかかわらず支給していた。 (北星高等学校)</p> <p>(5) 【授業実践研究事業に係る学校視察】 用務のない移動日について、夜間着の旅行雑費が支給されていた。 (津西高等学校)</p> <p>(6) 【平成 23 年度第 58 回全国高等学校ワプロ競技大会】 復命書に出張最終日の用務内容及び行程が把握できる記述がなかった。 (津商業高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) (3) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかったことについて、復命書が、復命書を簡易起案により起案し、決裁ルートを課員全員として処理していたため、決裁後の総合文書管理システムへの登録忘れが原因でした。平成 24 年度からは県外出張については簡易起案での起案はせずに、全ての復命書を総合文書管理システムによる起案とすることとしました。</p> <p>(4) 旅行雑費の早朝加算が支給できないにもかかわらず支給していたことについて、旅費条例等の確認を行い、周知徹底を図りました。</p> <p>(5) 用務のない移動日について、夜間着の旅行雑費が支給されていたことについて、用務終了後、当日帰着不能の県外出張で後泊をしましたが、旅費請求の段階で誤請求を行ってしまいました。当該分についての歳出戻入処理を行っています。職員に対し旅費規定について周知徹底を図りました。</p> <p>(6) 復命書に出張最終日の用務内容及び行程が把握できる記述がなかったことについて、復命書内容は、詳細に作成するべきところの意識が薄かったことが要因と考えられるため、出張各期日の用務内容及び行程等について明確な記載を行うよう周知徹底を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (3) 簡易起案による復命が無くなったことで、全ての県外出張は総合文書管理システムに登録することとなりました。引き続き復命書については簡易起案を不可とすることで未登録をなくしていきます。</p> <p>(4) 会計規則等に基づき適正な事務処理を行っています。</p> <p>(5) 旅費請求の疑問点については確認を行うなどするようになり、誤請求はなくなりました。</p> <p>(6) その後、復命書の作成については詳細に行われています。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) (2) (3) 今後においても県外出張については簡易起案による起案はせずに、全ての復命書を総合文書管理システムによる起案とすることとします。</p> <p>(4) 今後も引き続き、会計規則等に基づき、適正な事務処理を実施していきます。</p> <p>(5) 年度当初及び機会をとらえて、職員に対し旅費規定等についての周知を図っていきます。</p> <p>(6) 今後も、詳細に復命書を作成するよう徹底していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 物品等購入</p> <p>(1) 「三重県少額物品・役務等調達基準」に基づく見積もり結果が、年度の途中からローテーション表に記載されていなかった。 (いなべ総合学園高等学校)</p> <p>(2) 「三重県少額物品・役務等調達基準」に係るローテーション表を作成していたものの、物品等購入に際して活用されていなかった。 (四日市中央工業高等学校)</p> <p>(3) 年度末に集中して物品購入を行っていた。 (宇治山田高等学校)</p> <p>(4) 分割発注により物品購入を行っていた。 (宇治山田高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「三重県少額物品・役務等調達基準」に基づく見積もり結果が、年度の途中からローテーション表に記載されていなかったことについて、ローテーション表への見積結果の記載をまとめて行うことができましたが、発注の際には、その都度確実に記載を行うようにしました。</p> <p>(2) 「三重県少額物品・役務等調達基準」に係るローテーション表を作成していたものの、物品等購入に際して活用されていなかったことについて、活用するようにしました。</p> <p>(3) 年度末に集中して物品購入を行っていたことについて、物品の購入については、予算の計画的な執行管理を行うとともに適正かつ計画的な発注を行いました。</p> <p>(4) 分割発注により物品購入を行っていたことについて、物品の購入にあたり要望等的確に踏まえ、一括発注すべき物品については集約し、「物件等電子調達システム」や「常時選定事業者名簿」を利用するなど計画的に物品調達を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) ローテーション表の記載を行いました。</p> <p>(2) ローテーション表を活用した物品購入を行いました。</p> <p>(3) 年間の予算執行計画を立て、適時適切に物品調達を行いました。</p> <p>(4) 年間の予算執行計画を立て、適時適切に物品調達を行いました。分割発注は行っておりません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続きローテーション表への記載を確実に行います。</p> <p>(2) ローテーション表を活用していきます。</p> <p>(3)(4) 物品購入について、適正な物品管理を行うとともに、年間の予算執行計画を立て計画的に物品調達を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 教員業務連絡指導手当及び教員特殊業務手当について誤った適用区分で認定していた。 (久居高等学校)</p> <p>(2) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していた。 (久居農林高等学校)</p> <p>(3) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していた。 (松阪高等学校)</p> <p>(4) 特殊勤務手当の区分を誤って認定していた。 (玉城わかば学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教員業務連絡指導手当及び教員特殊業務手当について誤った適用区分で認定していたことについて、職員に対し諸手当の概要を周知するとともに、入力誤りの無いよう再確認に努めました。</p> <p>(2) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していたことについて、当手当は、対象業務を行った教諭等が総務事務システムを利用して自ら入力し認定を受けるものですが、入力の際に対象日を誤って入力してしまい、認定の際にもそれら入力事項が適正であると認定したため誤りが発生したものです。このため、教諭等が総務事務システム入力する際は、入力誤りをしないよう各項目を再確認しながら行うように注意喚起を行い、認定の際も本人に聞き取りを行う等確認作業を強化することとしました。</p> <p>(3) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していたことについて、教員特殊業務手当（部活動指導：週休日 2 時間以上 4 時間未満、1,200 円）において手当対象日（土）のところ、誤って（月）で申請し、受理（決裁）されていました。不注意によりおこったものであり、決裁において適切な処理を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p>(4) 特殊勤務手当の区分を誤って認定していたことについて、単純な認識誤りから異なった科目を使用してしまったため、複数者でチェックを行うよう体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 取組を徹底した結果、入力誤り・認定誤りはなくなりました。</p> <p>(2) 教諭等の入力の際の注意喚起や、承認時の入力事項の再確認により、入力誤り、認定誤りを防ぐ体制を強化しました。</p> <p>(3) 今年度、適正な処理（決裁）が行われています。</p> <p>(4) 担当者をはじめ、担当者以外の職員にも事務処理内容に認識が高まり、他の業務への良い影響が生じました。</p> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2)(3)(4) 今後も引き続き同様の取組を行い、職員の意識向上を図るとともに、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものや郵券証紙等が紛失したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 菰野高等学校の学校用地の一部について、使用に係る権利関係が長年未整理となっている。 (教職員・施設担当分野)</p> <p>(2) 校内を横断する公共下水管に係る教育財産目的外使用許可について、継続申請がなされていないことに関し、確認・指導を行っていなかった。 (四日市高等学校)</p> <p>(3) 消防設備の不良箇所の改善が遅れているため、消防本部から毎年同様の改善指示を受けていた。 (四日市農芸高等学校)</p> <p>(4) 教育財産の目的外使用許可に係る決裁文書の校合・公印欄に認印がないまま公印を押印し指令書を交付していた。 (四日市中央工業高等学校)</p> <p>(5) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。 (飯野高等学校)</p> <p>(6) 毒物及び劇物の在庫数量の把握がされていなかった。 (久居農林高等学校)</p> <p>(7) 毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止の措置が適切に行われていなかった。 (飯南高等学校)</p> <p>(8) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物の保管場所に必要な表示の一部に誤りがあった。 (宇治山田高等学校)</p> <p>(9) 教育財産貸付契約締結の起案文書において、公印欄に公印管理者の認印が押印されていないなど、決裁手続き上の不備があった。 (伊勢工業高等学校)</p> <p>(10) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示がされていないものがあった。 (伊勢まなび高等学校)</p> <p>(11) 毒物及び劇物の使用量、残量の記録が不十分であった。 (伊勢まなび高等学校)</p> <p>(12) 劇物の容器ラベルがはがれ判別困難なものがあった。 (伊勢まなび高等学校)</p> <p>(13) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。 (南伊勢高等学校)</p> <p>(14) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。 (上野高等学校)</p> <p>(15) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示がされていないものがあった。 (上野高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成24年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成24年10月26日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成24年4月27日に開催された県立学校事務長会第1回全員研修会において「平成23年度」、平成24年12月20日に開催された県立学校事務長会第2回全員研修会において「平成24年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 菰野高等学校の学校用地の一部について、使用に係る権利関係が長年未整理となっていることについては、菰野町に対して、地権者からの用地取得の検討を進めるとともに、権利関係の明確化を図るように働きかけました。</p> <p>(2) 教育財産目的外使用許可について、継続申請がなされていないことに関し、確認・指導を行っていなかったことについて、継続申請到来時点において四日市市上下水道局から申請が出されず、学校としても台帳等の確認も失念していたため、継続手続きがなされていなかったものであります</p>

が、その後、継続許可の必要性の確認および指導を行い申請・許可手続きは完了しています。現在は台帳を年度末および個々の期限到来時点で点検し、実態を把握し適切に対処しています。

- (3) 消防設備の不良箇所の改善が遅れているため、消防本部から毎年同様の改善指示を受けていたことについて、消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備について、取替え及び修繕を行いました。避難器具については、修繕に係る予算を要望しました。
- (4) 決裁文書の校合・公印欄に認印がないまま公印を押印し指令書を交付していたことについて、複数職員によるダブルチェックを行うように努めました。
- (5) (13) (14) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかったことについて、早急に作成・整理を行いました。
- (6) 毒物及び劇物の在庫数量の把握がされていなかったことについて、現在所有している毒物及び劇物の在庫数量の確認を行い、管理台帳を作成しました。
- (7) 毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止の措置が適切に行われていなかったことについて、鋼鉄製ロッカーを購入し、盗難防止対策を講じました。
- (8) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物の保管場所に必要な表示の一部に誤りがあったことについて、毒物及び劇物取締法第 12 条に基づく薬品戸棚の表示は、「劇物」と表示していましたが、法に基づく適正な表示「医薬用外」の表示がされていなかったため、薬品の整理・確認を行い、適正な表示（「医薬用外」の表示）を行いました。
- (9) 契約締結の起案文書において、公印欄に公印管理者の認印が押印されていないなど、決裁手続き上の不備があったことについて、公印を押印する際には文書に原議書を添えて、公印取扱主任の照合確認後に文書を施行するようにしました。
- (10) (15) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示がされていないものがあったことについて、長期間の間に剥がれ落ちて不備な箇所があったなどが原因であったため、全ての陳列棚のラベル状態を点検し不備な箇所には表示を行うなどの処置を行いました。
- (11) 毒物及び劇物の使用量、残量の記録が不十分であったことについて、毒物及び劇物の購入時にファイルに登録し残量を記録していたが、使用実績の詳細な管理がされていなかったため、全ての薬品を台帳の残量と照合しながら使用量、残量を確認し薬品使用台帳に記入し把握を行うようにしました。
- (12) 劇物の容器ラベルがはがれ判別困難なものがあったことについて、標本室の保管薬品は劇物表示を行い適正に管理していましたが、長期間使用がない容器の一部のラベルが剥がれ判別困難な状態となっていたため、全ての容器の確認を行い不備なものについて新たにラベルを作成し薬品の使用時には表示の確認を行いました。

2 取組の成果

- (1) 菰野町は、当該用地を買い取ることに、現在の財政状況から困難であるとしています。
- (2) 定期点検の実施により、申請洩れは発生していません。
- (3) 昨年度までの指示項目については、避難器具を除き改善しました。
- (4) 決裁文書の校合・公印欄の押印漏れをチェックするようにしました。
- (5) (13) (14) 取り組み実施後については、誤りは発生していません。
- (6) 現在所有している毒物及び劇物の在庫数量を把握し、適正な管理を行うことができました。
- (7) 鋼鉄製ロッカーを購入したことにより、盗難防止対策が向上しました。
- (8) 毒物及び劇物取締法に基づき適正な表示を行いました。
- (9) 文書の施行手続きが適正かつ円滑に処理がなされています。
- (10) (15) 全ての陳列棚に表示がされ、毒物の所在を明確にすることができました。
- (11) 全ての薬品の使用量、残量を確認して台帳に記録し把握がされています。
- (12) 薬品容器に適切にラベルが貼付されています。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 菰野高等学校の学校用地について、無償での借受分は継続するとともに、地権者からの用地取得の検討及び地権者との権利関係の整理に向けて、菰野町と引き続き協議していきます。
- (2) 平成 25 年度以降も同様の取組を継続して実施し再発防止につとめていきます。
- (3) 予算要望中で未対応の避難器具修繕について早期に対応するとともに、設備全体の老朽化により指示された項目についてはその都度改修を図っていきます。
- (4) 公印押印時は、決裁文書の校合・公印欄の押印を確認するようにします。

- (5) (13) (14) 随時点検を行い、整理漏れのないよう注意喚起を行い、適正な収納処理に努めます。
- (6) 現在所有している毒物及び劇物の在庫数量を把握し、適正な管理を行います。
- (7) 薬品庫等の施錠を徹底し、盗難防止の措置を適切に行うようにしていきます。
- (8) 適正な薬品管理を行うとともに毒物及び劇物取締法に基づき適正な表示を行います。
- (9) 公印の押印が必要な文書の施行手続きについては、浄書及び校合を行い校合者の認印押印後に公印取扱主任の照合確認を受け施行を行います。
- (10) (15) 薬品の使用時にはラベルの状態を確認し年に一度は全ての箇所を点検するなど、毒劇物の安全な管理に努めます。
- (11) 今後も引き続き薬品の使用後は計量し使用量、残量を記録していきます。
- (12) 薬品を使用する時には必ず表示の確認を行います。又、長期間使用しない薬品もあることから定期的にラベルの確認を行います。

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(4) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものや郵券証紙等が紛失したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討された。	
イ 金品亡失	
(1) パソコンの損傷 (修理代 63,000 円)	(学習支援担当分野)
(2) 公用車の損傷 (修理代 1,244,012 円)	(学習支援担当分野)
(3) 物品購入伝票及びプラスチックケースの紛失 (損害額 0 円)	(育成支援・社会教育担当分野)
(4) パソコンの損傷 (修理代 26,040 円)	(育成支援・社会教育担当分野)
(5) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(いなべ総合学園高等学校)
(6) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(川越高等学校)
(7) パソコンの損傷 (修理代 73,500 円)	(川越高等学校)
(8) パソコンの損傷 (修理代 73,500 円)	(四日市南高等学校)
(9) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(石薬師高等学校)
(10) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(津高等学校)
(11) パソコンの損傷 (修理代 34,860 円)	(松阪高等学校)
(12) 公用車の損傷 (修理代 104,535 円)	(相可高等学校)
(13) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(宇治山田高等学校)
(14) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(鳥羽高等学校)
(15) パソコンの盗難 (損害額 106,785 円)	(志摩高等学校)
(16) 小型実習艇の損傷 (修理代 329,522 円)	(水産高等学校)
(17) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(伊賀白鳳高等学校)
(18) パソコンの損傷 (修理代 73,500 円)	(名張高等学校)
(19) パソコンの損傷 (修理代 73,500 円)	(木本高等学校)
(20) 紀伊半島大水害による郵券証紙等の紛失 (損害額 186,570 円)	(紀南高等学校)
(21) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 540,000 円)	(紀南高等学校)
(22) 紀伊半島大水害による顕微鏡写真撮影装置他 530 点の損傷 (廃棄：取得価格 49,899,338 円)	(紀南高等学校)
(23) 紀伊半島大水害による消耗品の損傷 (廃棄：取得価格不明)	(紀南高等学校)
(24) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(西日野にじ学園)
(25) 公用車の損傷 (修理代 0 円)	(埋蔵文化財センター)
講じた措置	
平成 24 年度	
1 実施した取組内容	
平成 24 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 24 年 10 月 26 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。	
なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。	
(1) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (13) (14) (17) (18) (19) (24) パソコンの損傷については、使用中の不注意により飲料等をキーボード上にこぼしたり、蓋閉じの際に物品を端末上に置いてあったこと等により発生しました。職員会議等を通じ、職員に対し机上のパソコンの周囲の整理・整頓をするよう周知徹底を図るとともに、適正な備品管理を行うよう注意喚起を図りました。	
(2) (12) (25) 公用車の損傷については、日常より注意喚起を行っていますが、改めて職員に対して細心の注意を払ったうえで作業、運行等を行うよう職員に注意喚起を行いました。	

- (3) 物品購入伝票及びプラスチックケースの紛失については、課員及び主として公用車を利用することの多い生徒指導特別指導員に向け、課内の会議や毎月1回の生徒指導特別指導員研修会において、公用車の利用について十分注意し交通事故防止に努めるよう指導し、職員を対象とした交通安全講習を受講させました。また、生徒指導特別指導員が学校訪問等に出かける際には、公用車の利用に際し鍵及び付属品の管理に十分注意するとともに、交通事故防止に努めるよう、個々に声かけを行っています。
- (15) パソコンの盗難については、授業後、パソコンを机上においたまま部屋を施錠し帰宅したため、翌日パソコンがなくなっていました。その後の対応として、すべての職員に今回のことについて事情説明をし、物品の適正な管理（紛失・盗難・破損防止等）をはじめ、生徒等の個人情報の管理（PC本体には情報を入れない。PCは鍵のかかるロッカーやワイヤーで固定する、情報流出防止チェックリストの活用等）について再度注意喚起を行いました。
- (16) 小型実習艇の損傷については、浮棧橋の固定用チェーンと海面との距離が近接しており、実習艇K2のプロペラを接触させてしまったことにより生じた事故であるため、浮棧橋における離着岸実習を行う箇所に防舷材を設置し、浮棧橋への着岸時の衝撃緩和及び浮棧橋の固定用チェーンと船舶のプロペラの水深を離し、接触しない距離を確保しました。また、実習指導を行う教諭に対して、実習前に波の状況及び潮位等の確認を再度徹底するように口頭注意を行いました。
- (20) (21) (22) (23) 紀伊半島大水害による各損傷等について、平成23年度の紀伊半島大水害は予期せぬ大水害でありましたが、今後もこのような大災害が発生する可能性はあり、万全な対策を講じようとするならば、学校施設の移転や、すべての教室等を2階もしくは3階に設置するなどの措置が必要であることが考えられるものの、予算面から困難であり、災害が予想される場合には、情報に注意し、前もって物品を移動させるなどの対処をとるしかないと考えています。

2 取組の成果

- (1) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (13) (14) (17) (18) (19) (24) パソコンを含めた物品の適正管理について、注意喚起と指導、執務環境の改善に取り組んだ結果、パソコンの近くでは蓋のついた容器を使用するようになったことや、パソコンの周りが整理整頓されるなど、課員の意識の向上が図られました。平成24年度中再度損傷事案が発生した所属においては、職員会議にて、パソコン等の備品の適正な管理と、机上の整理について、再度指導を行いました。一層適正管理の重要性を再度認識するよう、改めて周知徹底を図りました。
- (2) (12) (25) 公用車の使用に関しては、事故を契機として更なる注意喚起を行ってきたことから、公用車による事故、損傷を生じさせるような事態は発生していません。
- (3) 同様の事案は発生していません。
- (15) 適正に物品等の管理を行っています。
- (16) 従来の離着岸箇所よりも1メートルほど海側にせり出すことにより、船体が固定用チェーンの上を通過する位置がより海側となり、チェーンとプロペラの距離を確保しました。
- (20) (21) (22) (23) 職員の災害に対する意識が向上しました。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (13) (14) (17) (18) (19) (24) 平成25年度以降も、不注意による損傷が発生しないために、適正な物品管理を徹底するよう、随時、注意喚起を行うように努めます。特にパソコンの取扱い及びパソコン周辺の執務環境の整理には十分注意を払ったうえで使用するなど、今後も職員に対し、県有財産の適正な管理を行うよう周知を図ります。
- (2) (12) (25) 所属内の会議及び生徒指導特別指導員研修会等を定期的に行い、職員に対し、今後も公用車の利用に際し十分に注意するとともに、交通事故防止に努めるよう指導を徹底します。
- (3) 職員が公用車を利用する際には、鍵及び付属品の管理に十分注意するとともに、交通事故防止に努めるよう個々に声かけを行います。
- (15) 引き続き、パソコンの保管方法、管理、取り扱いには十分注意するよう注意喚起を行い周知していくことで適正な物品管理に努めます。
- (16) 操船前における船体各部の状態確認をし、定期的な上架し船底等の確認を実施します。
- (20) (21) (22) (23) 今後も注意喚起を行っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 水道料金の口座振替処理誤りにより歳出戻入を行っていた。(桑名西高等学校)
- (2) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(桑名西高等学校)
- (3) 手数料の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(桑名工業高等学校)
- (4) 教職員住宅入居承認に係る決裁文書の公印欄に認印の押印がなかった。(四日市西高等学校)
- (5) 自動販売機設置に係る契約締結の起案文書で公印不要として決裁を受けていた。(四日市西高等学校)
- (6) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(朝明高等学校)
- (7) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(白子高等学校)
- (8) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(稲生高等学校)
- (9) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(相可高等学校)
- (10) 郵券証紙類出納簿について受領者の印鑑が押印されていなかった。(昴学園高等学校)
- (11) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(昴学園高等学校)
- (12) 旅費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。(南伊勢高等学校)
- (13) 処分決議された学校長印を廃棄せず保管していた。(鳥羽高等学校)
- (14) 賄材料費の二重払により歳出戻入を行っていた。(水産高等学校)
- (15) 消耗品費の債権者誤り、工事請負費の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(上野高等学校)
- (16) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(あけぼの学園高等学校)
- (17) 光熱水費の事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。(木本高等学校)
- (18) 公課費の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(紀南高等学校)
- (19) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(城山特別支援学校)
- (20) 旅費の二重払により歳出戻入を行っていた。(城山特別支援学校)
- (21) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(杉の子特別支援学校)
- (22) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(緑ヶ丘特別支援学校)
- (23) 施設使用料に係る前渡資金の精算が行われていなかった。(緑ヶ丘特別支援学校)
- (24) 自己検査が期限内に行われていなかった。(玉城わかば学園)

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容

平成 24 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 24 年 10 月 26 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 24 年 4 月 27 日に開催された県立学校事務長会第 1 回全員研修会において「平成 23 年度」、平成 24 年 12 月 20 日に開催された県立学校事務長会第 2 回全員研修会において「平成 24 年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

教育委員会事務局における取組としては、予算編成及び執行に関する具体的な仕組みや事務処理について理解を深め、会計事務の適正化を図ることを目的に、事務局内において、教員籍の職員向けに予算経理事務に係る「手引き」を作成。課単位の「予算経理出前講座」を開催しました。（予算編は、平成 24 年 8 月 20 日から 9 月 7 日まで 6 回開催。経理編、電子調達編は、平成 24 年 9 月 19 日から 10 月 31 日まで 5 回開催）。また、平成 24 年 12 月 19 日、20 日に出納局職員を講師とした事務局内職員向け会計事務研修「経理関係事務講座」を実施しました。

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 24 年 4 月 25 日に開催された県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配付・説明し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、平成 24 年 10 月 23 日から平成 25 年 1 月 10 日までの期間において予算経理課学校経理グループ用務に係る学校訪問の際、6 校に対して過去 3 年間の監査指摘事項について、改善の確認を行いました。さらに、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる管理・運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会の活動をサポートし、学校事務に関わる情報やノウハウの共有の促進に努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 水道料金の口座振替処理誤りによる歳出戻入については、桑名市と四日市市の水道料金の支払いを行っており、それぞれ請求方法が異なること等が引継ぎ時にうまく行われずに発生したものと考えます。支払方法について、検針票のみで定例払いが行われていたものを、振込書付払いに改め再発防止策としました。
- (2) (6) (7) (8) (9) (11) (16) (19) (21) (22) 郵券証紙類について、23 年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23 年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあったことについては、年間見込使用量を実際の必要枚数より多く見積もり、必要以上の郵券証紙類を購入したこと等が原因でした。月間使用量及び年間見込使用量を適切に把握し、物品管理の徹底を図っていきます。
- (3) 手数料の金額誤りによる歳出戻入については、はかりの定期検査手数料について、購入後 3 年以内は初回定期検査が免除のところ、誤って平成 22 年度購入のはかりも含めた定期検査手数料を資金前渡で支出したため、平成 22 年度購入のはかりの定期検査手数料分が不要となり、歳出戻入を行いました。計量器の検査手数料のように相手側からの請求書が来ず、こちらで必要な金額を計算して用意しなければならない経費については、今後、支出額が誤っていないか関係法令に記載があれば確認するなど十分に確認を行うよう努めることとしました。
- (4) (5) 教職員住宅入居承認に係る決裁文書の公印欄に認印の押印がなかったこと及び、自動販売機設置に係る契約締結の起案文書で公印不要として決裁を受けていたことについては、起案時及び所属でのチェック等確認不足が原因であることから、総合文書管理システム使用時や文書作成時に、一層、留意、確認し、決裁時においても再確認を励行しています。また、文書事務のスキルアップを図るため、総合文書管理システム・公文書管理の研修受講とともに、所属内での伝達研修を事務室ミーティングの中で行いました。
- (10) 郵券証紙類出納簿について受領者の印鑑が押印されていないことについて、出納局の指導を得ながら適正な事務に取り組みました。
- (12) (14) (15) (17) (18) (20) の歳出戻入について、債権者コード番号、支払済み案件、支払金額等につ

いて複数職員によるチェック体制の強化など、再発防止に努めました。

(13) 処分決議された学校長印を廃棄せず保管していたことについて、登録されていない公印が保管されていないかとの観点からの検査がされていなかったため、処分決議された学校長印が金庫に廃棄されず保管されたままになっていることに気づかなかったために発生しました。定期監査で発見された公印については、破碎処理を行うとともに、金庫の中に登録されていない公印が他にないか調査し、その他には保管されていないことを確認しました。

(23) 施設使用料に係る前渡資金の精算が行われていなかったことについて、毎月初めに、前月の前渡資金の精算漏れはないか確認を行っています。

(24) 自己検査が期限内に行われていなかったことについて、複数職員による対応を取組み、定められた日時の遵守に努めました。

2 取組の成果

(1) (3) (4) (5) (10) (12) (13) (14) (15) (17) (18) (20) (23) (24) 指摘監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底の意識が高まりました。

(2) (6) (7) (8) (9) (11) (16) (19) (21) (22) 取組みを行うことで、実績に見合った在庫数となっています。その他については、適正な事務処理が図られ、再発等の発生はしていません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

平成 25 年度以降も、会計事務について適切な事務処理を務めるとともに、少人数での会計事務処理を行っている県立学校等については、事務局によるきめ細かな支援体制を実施していきます。

また、会計事務については、複数職員によるチェック体制をおくなど、事務処理誤りの防止に努め、会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 121,863 円・相手 649,912 円） （学習支援担当分野）</p> <p>(2)物損事故（負担割合：県 30%・相手 70%）（物損額：県 19,530 円・相手 14,805 円） （研修担当分野）</p> <p>(3)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 3,412 円・相手 0 円） （研修担当分野）</p> <p>(4)自損事故（物損額：県 50,000 円） （埋蔵文化財センター）</p> <p>(5)自損事故（物損額：県 50,000 円） （埋蔵文化財センター）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員の綱紀肅正及び服務規律の確保にかかる通知について、再度課会議において注意喚起を呼びかけ、事故防止の徹底を図ることを確認しました。運行に際しては、狭隘な道路や工事中の道路、混雑する道路を避けるなど計画的かつ安全な運行に努め、十分注意するよう周知徹底を図りました。</p> <p>(2)(3) 交通事故防止については、課内会議などの機会を通じて注意喚起を行い、職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識の向上に取り組みました。</p> <p>(4)(5) 発生した場所は、発掘調査予定現場と駐在事務所内であり、直接の原因は 2 件とも後方に発進している時の事故であり、職員の後方確認不注意が主原因となっています。このことから、職員に対しては余裕をもった運転に心掛けるとともに、周囲に注意を払いながらより慎重な運転を心掛けるよう繰り返し注意をおこなっています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全課員で話し合う機会を持つことによって、安全意識が高揚したと思われます。本年度は、職員の交通事故は発生していません。</p> <p>(2)(3) 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識が高まり、その後、公務中の事故は発生していません。</p> <p>(4)(5) 残念ながら、平成 24 年度においても、上記の様な職員の不注意が原因となった交通事故が発生しています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 一層の交通安全の意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、事故等の発生防止のための注意喚起を行うとともに、業務内容、人員配置等にも配慮しながら、無理のない計画、業務が遂行できるようにします。公用車の使用についても、運転者が安全を十分確保できる状況にあるかなどを確認したうえで、業務にあたるよう指導に努めます。</p> <p>(2)(3) 引き続き職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の防止に努めます。</p> <p>(4)(5) 今後も、上記の取り組みを継続していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 24 年 9 月 30 日現在で 29 法人が未移行となっている。移行期間の終了（25 年 11 月 30 日）までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 (副教育長担当分野)</p> <p>(2) 消防計画が作成されていなかったので早急に作成されたい。 (いなべ総合学園高等学校)</p> <p>(3) 学校安全計画が作成されていなかったので早急に作成されたい。 (四日市農芸高等学校)</p> <p>(4) 学校安全計画が作成されていなかったので早急に作成されたい。 (南伊勢高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教育委員会が所管する特例民法法人に対しては、面談、電話、ファックス、メールなどにより随時相談を受け付けており、また法人への実地検査の機会を捉え、それぞれの事務所において相談を受けるなどの支援を行ってまいりました。</p> <p>(2) 速やかに消防計画を作成し、消防署へ提出しました。</p> <p>(3) 学校安全計画に係る各項目の内容把握に手間取ったため作成が遅れていましたが、学校安全計画を作成しました。</p> <p>(4) 過去より作成されておらず、平成 23 年に作成しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) ほとんどの特例民法法人は、ヒアリング等の結果、移行（自主解散を含む。）の方向性を定め、手続の準備又はそれに向けての協議を進めていると把握しています。（現在、1 法人を除き移行（自主解散を含む。）の方向性を定めており、平成 25 年 11 月 30 日までにそれぞれの手続を完了するよう、指導、助言しています。）</p> <p>(2) 消防計画の作成により、教職員の防災意識が更に高まりました。</p> <p>(3) 学校安全計画を作成しました。</p> <p>(4) 作成により、年間安全計画の指針となりました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 各特例民法法人が期間内に円滑に新制度へ移行（自主解散も含む。）できるよう、それぞれの法人の意思を尊重しつつ、引き続き各法人との連絡を密にし、各種機会を捉え、電話や面談等による支援を積極的に行っていきます。</p> <p>(2) 消防計画の変更等必要な届出を行います。</p> <p>(3) 学校行事や教育活動の内容に応じて見直しを図っていきます。</p> <p>(4) 引き続き、学校安全計画を指針として年間安全計画を立てていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成 23 年の懲戒処分については、前年と同数の 3 人が処分されており、そのうち、通帳等詐欺事件により 1 人が停職処分となっている。 これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、今後このような事案が発生することのないよう、その要因を分析して、法令の遵守及び服務規律の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(警務部監察課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>懲戒処分を実施した非違事案については、その要因の一つとして、職員の身上実態の把握が十分なされていなかったことが認められたことから、身上把握及び身上指導の徹底等を図るため、下記施策を推進し、再発防止に努めました。</p> <p>(1) 身上把握・指導の重要性についての理解の徹底 所属長の強力なリーダーシップの下、職員に対し、組織的な身上把握・指導の重要性について理解の徹底を図りました。</p> <p>(2) 多角的な身上把握・指導の徹底 個々面接及び家庭訪問等、あらゆる機会を捉え、より踏み込んだ職員の身上把握を行うとともに、身上指導に当たっては、職員の特性等に応じて、具体的にきめ細かな身上指導を徹底しました。</p> <p>(3) 身上把握により問題兆候が見られた職員への適切な対応 問題兆候が見られた職員については、問題の正確な把握に努め、その内容に応じて、適切な指導を行うとともに、必要に応じて監察課と連携を図る等、組織を挙げて適切な措置を講じました。</p> <p>(4) リアルに実感を持たせる教養の実施 非違事案の防止を他人事ではなく職員一人一人の問題として受け止め、事案のもたらす事態の重大性を認識させるよう、懲戒処分者の反省談、懲戒処分事例を活用した、身につまされる指導教養を推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>再発防止のための上記等の施策とともに「警察改革の精神」の徹底に向けた総合的な施策検討委員会を設置し、国民のための警察の確立等を推進した結果、職員の職務倫理意識の高揚等が図られ、施策推進の一定の効果が現れています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>警察改革の精神を踏まえ、下記施策を推進し、非違事案の絶無を図っていきます。</p> <p>(1) 本県での非違事案防止対策に資するため、全国で発生した非違事案について情報共有を行っていきます。</p> <p>(2) 業務上の非違事案防止のため、本部各部門による業務指導と監察課が行う随時監察等の連携を強め、実効ある業務管理の推進を図ります。</p> <p>(3) 警察職員として被害者や国民を護ることについての使命感と誇りを醸成する教養等の施策を推進します。</p> <p>(4) 幹部職員による部下職員の身上把握・指導に関する教養を充実するとともに、多角的な身上把握・指導に努めるなど身上把握・指導の強化を図ります。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上)</p> <p>(2) 平成 23 年の刑法犯認知件数は 22,215 件で、前年に比べて 1,210 件、5.2%減少し、また、同年の刑法犯検挙率は 32.4%で、前年の 27.7%から 4.7 ポイント上昇するなど、一定の改善が見受けられる。</p> <p>しかし、依然として県民の身近で発生する街頭犯罪等や県民に強い不安を与える凶悪犯罪が後を絶たず、23 年の街頭犯罪等の検挙率は 35.2%で、前年の 40.8%から 5.6 ポイント低下し、また、23 年の凶悪犯の検挙率は 71.6%で、前年の 80.7%から 9.1 ポイント低下していることから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会に向け、今後より一層、地域や関係機関との連携を密にし、防犯機器の充実を図るなどして、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。</p> <p>(刑事部刑事企画課、生活安全部生活安全企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>【犯罪の抑止】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 24 年街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進 管内の犯罪発生情勢をきめ細かく分析し、県民が不安を感じる街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための警察活動を強化するとともに、犯罪発生情報等を積極的に提供するなどして、地域住民等による自主的な防犯活動の定着化を図りました。</p> <p>(2) 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施 地域住民の安全・安心を確保するため、警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールやコンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を実施して、各種犯罪の抑止を図りました。</p> <p>(3) 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の運用・拡充 子どもが危険を感じて駆け込んできた場合の保護活動のほか、通学路等における子どもの見守り活動等を行う事業所等を「子ども安全・安心の店」として警察が認定し、地域住民による子どもの見守り活動を強化しているが、既に認定されている 51 事業所に加え、さらに 25 事業所を追加認定し、子どもが安心して歩くことができる公共空間の確保に努めました。</p> <p>(4) 学習塾安全サポート・ポリスネットの構築 県内の大手学習塾が独自に構築するネットワークを活用し、子どもの保護者等に不審者情報等を提供するほか、各地域に所在する学習塾の校舎を防犯基地局として掲示板等にリーフレットを掲出するなどして、子ども等が犯罪被害に遭いにくい環境を創出し、地域住民の安心感の醸成を図りました。</p> <p>(5) 街頭緊急警報装置の設置 街頭犯罪や声掛け事案が多く発生する桑名駅前地区と富田・富洲原地区に防犯機器である街頭緊急警報装置を 3 基ずつ設置して、子どもや女性が安心して歩くことができる公共空間の確保に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 犯罪の抑止活動 制服警察官による街頭活動の強化や緊急雇用創出事業を活用した警備員によるパトロール活動のほか、防犯ボランティア団体等地域住民との連携を密にした諸対策を強化した結果、平成 24 年中の刑法犯認知件数は、21,493 件と、前年比で 722 件（約 3.3%）減少しました。</p> <p>(2) 振り込め詐欺対策 振り込め詐欺等の被害に遭うことの多い高齢者を対象とした被害防止のための広報啓発を強化したほか、金融機関を始めとする関係機関との連携を強化するなど水際対策を実施した結果、平成 24 年中の振り込め詐欺の認知は、39 件と、前年対比で 31 件減少しました。</p>

【検挙率の向上】

1 実施した取組内容

(1) 三次元画像鑑定システムの導入

県民が不安を感じる凶悪犯罪や侵入犯罪等を早期かつ徹底検挙するため、精度と視覚的効果が高い三次元画像鑑定システムを導入し、捜査の科学化を推進しました。

(2) 振り込め詐欺の検挙

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に使用された口座や携帯電話等の「犯行ツール」に着目し、口座詐欺事件や携帯電話詐欺事件といった特殊詐欺を助長する犯罪の検挙及び突き上げ捜査による実行犯の検挙を強力に推進しました。

(3) 暴力団総合対策

暴力団の壊滅を図るため、暴力団壊滅集中戦略対象団体を指定するなどして、二代目弘道会傘下組織を中心とした暴力団組織に対する集中的かつ戦略的な取締りを推進したほか、施行2年目を迎えた暴力団排除条例を効果的に活用するなどして、関係機関・団体と連携した広報啓発活動、飲食店事業者等が加盟する「不当要求拒否宣言の街」の設立、各種業種・取引からの暴力団排除等、社会が一体となった暴力団排除に努めました。

2 取組の成果

(1) 県民に強い不安を与える殺人、強盗などの凶悪犯罪を早期徹底検挙するため、初動捜査の高度化や捜査の科学化を推進したことにより、平成24年中の凶悪犯の検挙率は73.0%となり、前年に比べ、1.4ポイント上昇しました。

一方、全刑法犯の検挙率は、25.5%で前年に比べ、6.9ポイント低下しました。

(2) 特殊詐欺の実行犯及び助長犯を97件49人検挙し、前年に比べ、検挙件数が8件、検挙人員が6人増加しました。

また、特殊詐欺撲滅サポーターにより、犯行に使用された電話に対する警告やだまされたふり作戦などの対策を推進し、犯行に使用された預金口座6口座を凍結したほか、犯行使用電話56回線の無力化を行うなど、犯行ツールの無力化を実施しました。

(3) 山口組二次団体幹部らによる恐喝事件を始めとして、暴力団等の首領、幹部を含む216人を検挙したほか、

- ・ 県内主要歓楽街である松阪、桑名及び伊勢地区において「不当要求拒否宣言の街」を設立
- ・ 県内各地域において暴力追放市・町民会議を開催
- ・ 警察職員を派遣した暴力団排除に関する学校教育を実施

するなどの取組を推進したことにより、各職域・地域における暴力団排除の機運を高め、様々な分野における暴力団排除を推進しました。

平成25年度以降（取組予定等）

【犯罪の抑止】

1 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

県民の安全・安心を確保するため、地域ごとに発生する犯罪をきめ細かく分析し、地域の実態に即した各種の犯罪抑止対策を実施するとともに、犯罪情報の発信活動等を通じて、自治体、地域住民等による自主的な防犯活動の定着化を図ります。

2 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施

地域住民の安全・安心を確保するため、警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールやコンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を行う「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」を実施し、各種犯罪の防止を図ります。

3 企業等と連携した防犯ネットワークの構築と活用

犯罪状況をきめ細かく分析し、地域住民や事業者に対して、必要な情報提供及び情報共有ができる防犯ネットワークを構築するとともに、既存のネットワークの活性化を図ります。

【検挙率の向上】

1 捜査力の強化

犯罪捜査に関する様々な技能やノウハウを持った、ベテラン捜査員の定年退職による捜査力の低下を防止するとともに、若手警察官をはじめとする後継者を育成するため、現場教養及び伝承教養を積極的に実施するとともに、実践に即した初動捜査訓練の反復実施、捜査員及び鑑識員に対する実践研修の実施、各種鑑定・鑑識資機材の充実・整備などを推進し、捜査力の強化に努めます。

2 犯罪死見逃し事案の絶無

死体取扱数の増加や、本年4月から施行される「警察等が取り扱う死因又は身元の調査等に関する法律」に的確に対応し、適正な検視業務を推進するため、死体の見分や周辺捜査を徹底することはもとより、警察医・法医学者との連携、死後CT検査や検査用資機材の活用、新たに導入される「死因究明法医解剖」等の実施による死因究明を徹底し、犯罪死見逃し事案の絶無に努めます。

3 特殊詐欺撲滅のための取締りの強化

振り込み詐欺や金融商品の取引名下に現金を騙し取る振り込み詐欺以外の特殊詐欺を撲滅するため、緊急雇用創出事業の「特殊詐欺撲滅サポーター」を活用した犯行ツールの無力化措置などの先制的犯行抑止措置を徹底するとともに、通帳詐欺、携帯電話詐欺などの助長犯罪の徹底した検挙や「だまされたふり作戦」による被疑者の現場検挙、突き上げ捜査による実行犯検挙など、取締活動を強化します。

4 暴力団総合対策

暴力団を壊滅し、県民の平穏な生活や円滑な社会経済活動を確保するため、暴力団の集中的かつ戦略的な取締りを強化するとともに、社会が一体となった暴力団排除活動を推進するため、関係機関・団体との連携による「三重県暴力団排除条例」の積極的な広報啓発活動に努め、同条例を効果的に活用し、地域・職域・行政のあらゆる分野からの暴力団排除に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止)</p> <p>(3) 平成 23 年の交通事故死者数は 95 人で前年の 135 人から 40 人減少し、また、人身事故件数についても、平成 16 年から 7 年連続で減少するなど、一定の成果が見受けられるものの、1 日当たり約 38 人の県民の方々が死傷するなど、依然として厳しい状況にある。</p> <p>県内における交通死亡事故の特徴である、高齢者交通事故死者の割合が高いこと、座席ベルト非着用死者の割合が高いこと、飲酒運転の事故が後を絶たないことなどの実態を踏まえ、交通事故発生を抑止に一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(交通部交通企画課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「重点 4 S 対策」の推進 平成 23 年中の交通死亡事故の特徴をみると、死者数において高齢者が半数以上、歩行者等交通弱者が約半数を占めるほか、四輪乗車中死者の半数がシートベルト非着用であり、また、飲酒運転絡みの事故が 6 件発生したことから、引き続き、高齢者の事故防止、シートベルト着用促進、飲酒運転根絶及び速度抑制を重点とした対策、いわゆる「重点 4 S 対策」を推進しました。</p> <p>(2) 交通指導取締りの強化 交通死亡事故等の特徴を踏まえ、飲酒運転、速度超過、シートベルト非着用等の悪質・危険違反の指導取締りを重点的に推進したほか、交通事故多発時間帯及び路線における指導取締り、交通事故発生現場及びその周辺における事故情報の広報を兼ねた指導取締りなど交通事故の実態に応じた取締りを強化しました。また、国道 23 号を始め主要幹線道路における顕示効果の高い指導取締りを中心に積極的な街頭活動を実施しました。</p> <p>(3) 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの推進 歩行者等交通弱者の交通事故死者の約 7 割が夜間の交通事故によるものであったことから、あらゆる機会を通じて、自動車、原動機付自転車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え、夜光反射材の着用等の促進を重点とする「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を推進し、夜間等における交通事故の防止を図りました。</p> <p>(4) 安全・安心な交通環境の整備 子どもや高齢者の交通事故防止に重点指向し、高齢者等感応信号機や学校周辺の通学路における横断歩道等の交通安全施設を整備しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機の整備 (新設) 30 基 (高齢者等感応信号への改良) 3 基 ○ 横断歩道の整備 (新設・塗り替え) 400 か所 <p>2 取組の成果 平成 24 年中の交通事故死者数は、県警史上最少となった前年と同数の 95 人であったほか、人身事故件数 10,155 件・前年比 Δ265 件、負傷者数 13,287 人・前年比 Δ526 人、高齢者の事故死者 48 人・前年比 Δ5 人及び交通弱者の事故死者 39 人・前年比 Δ6 人(夜間 27 人・前年比 Δ5 人)といずれも減少しました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>1 重点 4 S 対策の推進 交通死亡事故等の抑止に功を奏する「重点 4 S 対策」を引き続き推進し、これまでの取組の成果の定着化と、県民一人一人の交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>2 交通死亡事故等抑止対策の一層の推進 第 9 次三重県交通安全計画に掲げた「平成 27 年までに交通事故死者数を 75 人以下とする」目標の達成に向け、関係機関・団体と連携した交通安全教育、広報啓発活動を始め、交通安全施設の整備、交通指導取締り等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の推進に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 放置違反金等の収入未済額が 37,428,000 円（対前年度比 76.3%）あり、前年度と比べて 11,651,770 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（交通部交通指導課、警務部会計課）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>【放置違反金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。</p> <p>(2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を发出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、納付の催促を行いました。</p> <p>(3) 最終督促状によっても納付されない未納者に対し、専従班により、さらに滞納処分を行い、強制徴収しました。</p> <p>(4) 平成 24 年 12 月から放置違反金未収対策として、三重県緊急雇用創出事業により放置違反金滞納 0（ゼロ）事業を実施して、専従班とともに放置違反金の早期徴収に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度末現在の放置違反金の未済額は、37,428,000 円ありましたが、上記取組等により 5,257,000 円が減少し、平成 25 年 3 月末現在、収入未済額は 32,171,000 円となりました。</p> <p>【公用車の交通事故に伴う損害賠償金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公用車の損傷に関し和解が成立した後、債務者が所在不明となり、未収金となったものです。債務者の関係者に対し、電話による催促を複数回実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 7 月に全額（247,800 円）納入されました。</p> <p>【退職手当の過払い金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>退職手当の過払いが判明し、返還を求めましたが相手方が応じないため未収金となったものです。債務者に対し電話及び訪問による催促を複数回実施するとともに、弁護士と相談の上、平成 23 年 9 月会議へ議案（訴えの提起）を上程しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 9 月、県議会の議案（訴えの提起）の議決前に全額（600,970 円）納入されました。</p> <p>【雑入】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>雑入の収入未済は、放置違反金の平成 24 年度過年度分収入未済として計上し、上記のとおり放置違反金の早期徴収に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>決裁時における幹部による点検等を徹底した結果、事務処理上の不適切事案はその後発生してい</p>

ません。

【調定金額誤り・放置違反金延滞金誤収納】

1 実施した取組内容

調定金額誤り及び放置違反金延滞金誤収納は、事務処理上の誤りがあったものです。幹部による資料等との突合点検を実施して決裁をするなどして再発防止に努め、誤りについては平成 23 年度中に修正しました。

2 取組の成果

決裁時における幹部による点検等を徹底した結果、事務処理上の不適切事案はその後発生していません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

【放置違反金】

文書、電話及び訪問等による催促をより強化するとともに、上記放置違反金滞納 0（ゼロ）事業を継続実施して滞納処分等により放置違反金の早期徴収を行い、収入未済額の減少と発生防止に努めます。

【公用車の交通事故に伴う損害賠償金・退職手当の過払い金】

引き続き、未収金が発生しないように努めます。

【雑入】

引き続き、決裁時における幹部による点検等を徹底し再発防止に努めます。

【調定金額誤り・放置違反金延滞金誤収納】

引き続き、決裁時における幹部による点検等を徹底し再発防止に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 自動販売機等光熱水費分担金の収入未済額が 99,607 円発生しているため、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。(桑名警察署、熊野警察署)</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたため、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。(四日市南警察署、尾鷲警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア)は、納入通知書の期限内に県外の金融機関で納入されたため、三重県指定金融機関に収納されるのが遅延したものです。 複数職員によるチェック機能を強化し、適正な納付日の設定を行うなど早めの納付依頼を行いました。</p> <p>(イ)は、自動販売機にかかる電気料金の納入通知書を、誤って別の納入業者へ送付したことにより誤納付となったものと家賃貸下料及び職員住宅手数料の調定が遅れていたものです。 複数職員によるチェックを強化し、内部牽制機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア)、(イ)とも、複数職員による確実なチェックの重要性が再認識されるとともに、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めたことで、その後、同種事案の発生はありません。</p> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、複数の職員によるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【一般廃棄物収集運搬及び処分等の処理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認及び検収した旨の記録がなかった。 (尾鷲警察署) <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【警務関係用務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務時間の記載がなかった。 (警務部警務課) <p>(2) 【関東管区警察学校入校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に記載の旅行期間が誤っていた。 (生活安全部生活安全企画課) <p>(3) 【中部管区警察学校入校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に記載の旅行期間が誤っていた。 (刑事部組織犯罪対策課) <p>(4) 【関東管区警察学校入校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務時間の記載がなかった。 (交通部運転免許センター) <p>(5) 【ポルトガル語の学科試験導入に伴う先進県視察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務時間の記載がなかった。 (交通部運転免許センター) <p>(6) 【東北管区警察学校入校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務時間の記載がなかった。 (交通部運転免許センター) <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1)年度末に集中して物品購入を行っていた。 (鈴鹿警察署)</p> <p>(2)年度末に集中して物品購入を行っていた。 (鳥羽警察署)</p>	
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 24 年度</p> <p>ア 業務委託</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>廃棄物収集の委託業務は、履行されていたものの検収確認の記載を失念していたものです。適正な会計手続きを指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、適正な検収確認を行うことを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>委託業務の重要性が再認識され、関係規則に基づいた適正な履行確認が推進されています。</p> <p>イ 旅費</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)は、それぞれ県外で開催された研修や視察に出張した復命書に旅行用務の疎明が不十分であったものです。</p> <p>職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者を始め、複数の職員によるチェックの強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>復命書に、旅行期間等を疎明する資料を添付することにより、用務時間が客観的に見てもわかるようになり、職員の意識が高揚されるとともに、担当者等による旅費支出に係るチェック機能が強化されるようになりました。</p> <p>ウ 物品購入</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、年度末に多発する事件事故に対応するために必要な消耗品等を優先的に購入したため、結果的に集中してしまったものです。</p> <p>(2)は、事務処理が遅れたことにより、年度末に集中して物品購入を行っていたものです。</p> <p>職員に対し、物品購入に関して計画的に執行するように指導教養を実施するとともに、複数の職員によるチェック機能を強化しました。</p>	

2 取組の成果

指導教養を実施した結果、適正な予算執行及び在庫管理の徹底が図れました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

引き続き、履行確認を徹底し、委託業務の適正な執行に努めます。

イ 旅費

引き続き、職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者を始め、複数の職員によるチェックの強化に努めます。

ウ 物品等購入

引き続き、職員に対し、指導教養を実施するとともに、複数の職員によるチェック機能強化に努め、適正な事務処理を進めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。 (交通部交通指導課)</p> <p>(2) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。 (桑名警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)、(2)とも扶養手当の認定に関し、その正否の結果の疎明が不十分であったものです。別途必要書類の提出を受け、確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>再確認したことにより手当の認定等に関する重要性を再認識するとともに、チェック体制の強化が図られました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>引き続き、チェック機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(4) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。	
ア 財産管理状況	
(1) 実験室内の薬品庫に、文部科学省に使用許可の申請が必要な放射性物質が、無申請のまま保管されていた。	(刑事部科学捜査研究所)
(2) 署長等の公舎の貸付に係る許可書において、許可期間の終期が記載されていなかった。	(桑名警察署)
(3) 自動販売機設置場所の貸付に係る公有財産使用許可（貸付）台帳が作成されていなかった。	(亀山警察署)
(4) 自動販売機の設置状況が、仕様書と異なっていた。	(大台警察署)
イ 金品亡失	
(1) 写真自動印画現像機の損傷（修理代 216,825 円）	(刑事部鑑識課)
(2) 自動二輪車の損傷（修理代 10,977 円）	(交通部交通機動隊)
(3) 自動二輪車の損傷（廃棄：取得価格 1,291,500 円）	(交通部交通機動隊)
(4) 自動二輪車の損傷（修理代 63,800 円）	(交通部交通機動隊)
(5) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(交通部交通機動隊)
(6) 交通事故自動記録装置の損傷（廃棄：取得価格 2,514,285 円）	(桑名警察署)
(7) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(桑名警察署)
(8) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(四日市北警察署)
(9) 電話機の損傷（修理代 0 円）	(四日市南警察署)
(10) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(四日市西警察署)
(11) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(津警察署)
(12) パソコンの損傷（修理代 17,325 円）	(津警察署)
(13) パソコンの損傷（修理代 69,300 円）	(津南警察署)
(14) 公用車の損傷（修理代 30,072 円）	(松阪警察署)
(15) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(松阪警察署)
(16) 公用車の損傷（修理代 69,022 円）	(松阪警察署)
(17) パソコンの損傷（修理代 66,150 円）	(松阪警察署)
(18) パソコンの損傷（修理代 0 円）	(大台警察署)
(19) パソコンの損傷（修理代 0 円）	(伊勢警察署)
(20) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(鳥羽警察署)
(21) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(尾鷲警察署)
(22) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃棄：取得価格 3,300,000 円）	(熊野警察署)
(23) 紀伊半島大水害による応接セットの損傷（廃棄：取得価格 103,950 円）	(熊野警察署)
(24) 紀伊半島大水害による電話機の損傷（修理代 0 円）	(熊野警察署)
(25) 紀伊半島大水害による通信指令システム機器の損傷（修理代 0 円）	(熊野警察署)
(26) 紀伊半島大水害による事務用機の損傷（廃棄：取得価格 65,000 円）	(紀宝警察署)
(27) 紀伊半島大水害によるパソコンの損傷（廃棄：取得価格 134,920 円）	(紀宝警察署)
(28) 紀伊半島大水害による救命ボートの損傷（修理代 10,000 円）	(紀宝警察署)
(29) 紀伊半島大水害による電話機の損傷（修理代 0 円）	(紀宝警察署)
(30) 紀伊半島大水害による通信指令システム機器の損傷（修理代 0 円）	(紀宝警察署)
(31) 紀伊半島大水害による通信指令システム機器の損傷（修理代 0 円）	(紀宝警察署)
(32) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(紀宝警察署)
(33) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(伊賀警察署)
(34) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(伊賀警察署)

講じた措置

平成 24 年度

ア 財産管理状況

1 実施した取組内容

(1)は、実験室内の薬品庫に、文部科学省に使用許可の申請が必要な国際規制物資である酢酸ウラニル 25g が、適正な申請手続きがなされないまま保管されていたものです。速やかに改善措置を講じ、国際規制物資使用許可申請、計量管理規定の認可申請を行うとともに、毒物等管理規定を定め、再発防止対策を徹底しました。

(2)は、公舎の貸付に係る許可書に許可期間の記載がされていなかったものです。速やかに複数の担当者により状況と必要な手続きの確認を行い、手続きを完了しました。

(3)は、自動販売機設置場所の貸付に係る公有財産使用許可（貸付）台帳が、公有財産規則改正前であったことから、作成されていなかったものです。速やかに作成しました。

(4)は、自動販売機とともに回収ボックスを 3 個設置していたことにより、貸付面積を上回ったものです。直ちに業者に対し、回収ボックス 1 個を撤去させ、回収回数を増やすよう申し入れるとともに、定期的な点検を実施しました。

2 取組の成果

公有財産管理に対する意識高揚及びチェック体制を強化し、複数で業務内容等の確認に努めた結果、適正な事務手続きが進められています。

イ 金品亡失

1 実施した取組内容

(1)は、写真自動印画現像機を清掃点検の際、部品を損傷させてしまったものです。公用財産である写真自動印画現像機の管理の徹底について指導しました。

(2)は、白バイによる訓練中に転倒し損傷したものです。運転技術の向上等に向け、訓練を実施しました。

(3)、(4)、(5)は、警察署の車庫に駐車中の白バイが、無線配線の不具合と考えられる出火により全損し、類焼により駐車していた白バイ 1 台の赤色等が損傷、パトカー 1 台のテールランプが焦げたものです。バッテリーへの直接配線が出火原因と考えられたことから、白バイ全車に、配線に必要な特別ヒューズを取り付け、事故（出火）防止を図りました。

(6)は、桑名市大字西方地内交差点に設置の交通事故自動記録装置が、交通事故により脱落損傷したものです。事故当事者に早急に修理するよう指示しました。

(7)は、駐車場に車を止めて降車する際、運転席ドアを開けたところ強風によりドアが大きく開き、隣の駐車車両にドアを接触させたものです。事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に事故防止対策を実施しています。

(8)は、公用車を警察署駐車場に駐車中、隣の駐車枠に駐車していたトラックが発進の際、ハンドル操作を誤り、公用車の右側前部に衝突したものです。相手方当事者に指示し修理しました。

(9)は、警らのため不在であった交番内で来所者が暴れ、交番に設置されていた電話機の液晶部が破損したものです。修理代は加害者から弁償済みです。

(10)は、店舗の駐車場に駐車中の公用車のフロントバンパーに後退してきた一般車両が衝突したものです。相手方の保険にて修理をしています。

(11)、(20)は、停車中の公用車に追突されたものです。相手方の保険にて修理をしています。

(12)、(17)、(19)は、職員が誤って飲み物を溢したものです。パソコンの適正な管理について教養を実施し、損傷事案の未然防止に取り組んでいます。

(13)は、パソコンを使用する際、パソコンの上蓋を右手親指で開けようとしたところ、親指が液晶画面に触れ、液晶画面に亀裂が生じ同部分が黒色に変色したものです。職員に対して、情報セキュリティ対策を含めた物品の適正管理について、教養を実施するとともに、パソコンの点検、周辺環境の整理など注意喚起と指導を行い、再発防止の徹底を図りました。

(14)は、公用車で走行中、いずれかからの飛び石によりフロントガラスにヒビが入ったものです。

(15)は、警ら活動中、違反車両（原付）を認めため停止させるために自車を停止したところ、相手方車両（原付）が警ら用車に接触したものです。修理代は当事者から弁償済みです。

(16)は、警察署駐車場に駐車する際、後方の安全確認不十分なまま後退したため、駐車場内に設置の外灯に自車後部を衝突させたものです。

交通事故の発生実態に即した交通事故防止教養を実施したほか、運転技能向上訓練や同乗者による車両の誘導等を徹底し、交通事故の未然防止に取り組んでいます。

(18)は、セキュリティーワイヤーを足に引っかけたことにより、パソコンの盗難防止用接続部分を破損させたものです。環境整備を図り、パソコン専用の共有スペースを確保し、適正な財産管理に努めました。

(21)は、裁判所駐車場に駐車していた公用車に、後退してきた車両が接触し損傷したものです。相手方の保険にて修理しています。

(22)、(23)、(24)、(25)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(31)は紀伊半島大水害により損傷したものです。公有財産の管理に対する意識の高揚と危機管理の徹底及び適正な財産管理に努めました。

(32)は、災害活動のため出動していた公用車に、災害でぬかるんだ路面でスリップした普通乗用自動車から後方から追突し、後部ドア及びバンパーを損傷したものです。相手方の保険にて修理しています。

(33)は、停車していた公用車に第1当事者の車が後退して衝突してきたものです。相手方の保険にて修理しています。

(34)は、けんか事案現場において、被疑者が右肘で公用車後部リア硝子を叩き割り損壊させたものです。修理代は当事者から弁償済みです。

2 取組の成果

職員の公有財産管理に対する意識の高揚及びチェック体制が強化されました。

なお、災害による公用車の浸水被害等を防止するため、警察本部及び各警察署に配置されている公用車への浸水被害等が予想される場合において、車両の搬出先や優先的に搬出すべき車両等、車両の防護措置について規定した三重県警察大震災対策活動要領等を策定いたしました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

引き続き公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、定期的な点検、管理等、適正な財産管理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 三重県警察ホームページの掲載情報に更新されていない箇所等があった。 (警務部広聴広報課)</p> <p>(2) 公文書が保管期間満了前に廃棄されていた。 (伊勢警察署)</p> <p>(3) 通信運搬費の支出命令の決裁がなされていないにもかかわらず、出納員により支出されていた。 (尾鷲警察署)</p> <p>(4) 自己検査調書に、金品亡失（損傷）報告に係る関係書類が編てつされていなかった。 (熊野警察署)</p> <p>(5) 公用車の車検に係る申請書の提出が遅れていた。 (熊野警察署)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、担当者間の連絡不十分や作業の手違いなどにより、更新が遅れたものです。ホームページについては早期に更新しました。</p> <p>(2)は、自動車保管場所関係書類の開示請求に伴い、保管場所関係書類 1,195 件が所在不明であることが発覚したものです。</p> <p>保管文書にあっては、段ボール箱に封をし、廃棄年月日を記載した上で、各年別に保管しており、廃棄する際には開封されていないことを担当者が確認した上で×印を付け、焼却場に搬送し、担当者立会のもと複数員により焼却処分しておりますが、同書類にあっては 1 箱に収められていたもので、平成 24 年 2 月初旬に保管期間の経過した文書を廃棄した際に廃棄年月日を誤って廃棄したものとされます。</p> <p>当該事案を受けて、公文書の保管・管理状況、保管期間の確認等を行うとともに、保管場所への出入り等を明確にするための措置を講じるとともに、幹部による立会、確認を徹底しました。</p> <p>(3)は、支出命令の決裁の際、執行内容を確認するも決裁押印を失念していたものです。未決裁については、決裁を確実に受けることを含め、会計事務における基本的な事項を適正に処理し、再発防止に努めました。</p> <p>(4)は、自己検査調書に金品亡失（損傷）報告に係る関係書類の編てつを失念したものです。</p> <p>適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(5)は、公用車の車検の申し込みを口頭では行っていたものの、申請書の提出が遅延したものです。</p> <p>適正な事務手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)は、ホームページの掲載情報を担当する関係所属に更新を指示し、最新の情報に更新しました。</p> <p>(2)は、職員の公文書の管理・保管に関する意識が高まりました。</p> <p>(3)、(4)、(5)は、教養により、担当者の知識技能のレベルアップが図られているほか、複数の職員によるチェック機能の重要性が再認識され、適正な事務手続きが推進されています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)は、速やかに正確な情報を得ることができるというホームページの特質を損なわないよう、担当者間の連絡を一層緊密にするほか、確実にチェックを行うなどして、速やかな情報更新に努めます。</p> <p>(2)は、引き続き職員の公文書に対する保管・管理意識の高揚を図り、保存期間の確認、廃棄時の確実な点検を徹底し、適正な文書管理に努めます。</p> <p>(3)、(4)、(5)は、引き続き、担当者の知識技能のレベルアップ及び複数の職員によるチェック機能の強化を図り、適正な事務手続きを推進します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1)自損事故（物損額：県 125,328 円）（警察本部）</p> <p>(2)物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%）（物損額：県 129,010 円・相手 57,600 円）（警察本部）</p> <p>(3)物損事故（負担割合：県 15%・相手 85%）（物損額：県 16,908 円・相手 31,500 円）（警察本部）</p> <p>(4)物損事故（負担割合：県 70%・相手 30%）（物損額：県 99,613 円・相手 140,000 円）（警察本部）</p> <p>(5)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 138,400 円）（桑名警察署）</p> <p>(6)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 71,184 円・相手 28,875 円）（四日市北警察署）</p> <p>(7)自損事故（物損額：県 382,435 円）（四日市南警察署）</p> <p>(8)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 78,309 円・相手 201,150 円）（四日市南警察署）</p> <p>(9)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 31,618 円・相手 97,814 円）（四日市南警察署）</p> <p>(10)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 452,915 円）（亀山警察署）</p> <p>(11)自損事故（物損額：県 77,280 円）（鈴鹿警察署）</p> <p>(12)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 48,115 円）（津警察署）</p> <p>(13)自損事故（物損額：県 157,641 円）（津南警察署）</p> <p>(14)自損事故（物損額：県 31,237 円）（津南警察署）</p> <p>(15)自損事故（物損額：県 19,339 円）（伊勢警察署）</p> <p>(16)自損事故（物損額：県 11,340 円）（伊勢警察署）</p> <p>(17)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 441 円・相手 294,452 円）（名張警察署）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>警察の業務は、犯罪捜査、交通取締り等、車両を使用することが多く、警察本部が管理する車両は、年々、増加し、平成24年12月31日現在、四輪車1,005台、二輪車266台、合計1,271台に及んでいます。</p> <p>また、現場臨場の際に地理不案内の場所や狭い道路を走行せざるを得ない現状にあることなどが公用車の交通事故の発生要因と考えています。</p> <p>交通事故の防止対策としては、事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に各種取組を推進しています。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能に応じた認定を行う車両運転技能認定制度の運用 ・ 交通事故を起こした職員を対象にした運転適正検査、運転シミュレーター講習等の実施 ・ 交通事故防止意識の高揚を図るための事故事例を題材にした小集団討議の実施 ・ 運転技能訓練や同乗者安全誘導訓練等の実施 <p>などの施策を実施しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>公用車による交通事故の発生件数は、ここ数年、横ばい傾向で推移していますが、損害賠償額が減少傾向にあり、重大な事故が減少しているものと認められます。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p>
<p>引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導・教養を鋭意推進するなど、交通事故防止対策を徹底します。</p>

監査の結果
(7) その他 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 24 年 9 月 30 日現在で 5 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 (警務部厚生課、生活安全部生活安全企画課、交通部交通企画課、交通部交通規制課)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 未移行の 5 法人に対し、公益法人又は一般法人への期間内の移行に向けて、公益認定又は移行認可の申請に係る指導、支援等を行いました。 2 取組の成果 未移行の 5 法人全てが、平成 25 年 4 月 1 日の移行を目途に公益認定又は移行認可の申請を行い、25 年 3 月 19 日、公益法人として認定又は一般法人として認可されました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、所管法人の適正な運営を図るため、必要な指導、助言等を行います。